

伊勢志摩国立公園
公園区域及び公園計画変更書

[第7次点検]

(環境省原案)

令和 年 月 日
環 境 省

目 次

第 1	公園区域の変更	1
1	変更理由	1
2	地域の概要の変更内容	2
3	変更する公園区域	31
第 2	公園計画の変更	45
1	変更理由	45
2	基本方針の変更内容	46
3	規制計画の変更内容	49
(1)	保護規制計画等	49
ア	特別地域	49
(ア)	特別保護地区	52
(イ)	第 1 種特別地域	56
(ウ)	第 2 種特別地域	62
(エ)	第 3 種特別地域	68
イ	海城公園地区	83
ウ	関連事項	84
(ア)	普通地域	84
エ	面積内訳	87
4	事業計画の変更内容	89
(1)	施設計画	89
ア	利用施設計画	89
(ア)	集団施設地区	89
(イ)	単独施設	91
(ウ)	道路	93
5.	参考事項	96
ア	公園区域	96
イ	規制計画	96
ウ	事業計画	97

第1 公園区域の変更

1 変更理由

伊勢志摩国立公園は、昭和21年の国立公園指定後、昭和52年に再検討を行い、また、公園区域及び公園計画の見直しを昭和60年（第1次点検）、昭和63年（第2次点検）、平成6年（第3次点検）、平成12年（第4次点検）、平成18年（第5次点検）、平成26年（第6次点検）に行った。第6次点検から約10年が経過し、その間に本地域では、国立公園満喫プロジェクトの開始以降、地域が一体となってインバウンドの誘致等を進めている一方、耕作放棄地等への太陽光発電施設の設置が進む等の公園の風致景観及び社会状況の変化が見られる。また、より深い自然体験が可能な公園利用の形態が求められるようになるなど、国立公園を取り巻く社会的受容の変化が見られる。そのため、国立公園に相応しい自然の風景地についても、改めて評価することが求められている。

また、国際場裡においても、平成27年9月の国連総会で決議された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」(A/RES/70/1)の目標部分である「持続可能な開発目標」(SDGs: Sustainable Development Goals)では、17ゴールのうち14番目に「海域保全」が、15番目に「陸域保全」が挙げられたほか、令和4年12月にカナダ・モントリオールで開催された生物多様性条約締約国会議(COP15)において「30 by 30」と呼ばれる、海域・陸域の保全区域指定に関する新たな目標が設定された。それに伴い令和5年3月に閣議決定された「生物多様性国家戦略2023-2030」の観点から、隣接する陸域と一体的な保護を図る必要がある島しょ周辺及び陸域の海岸に接する海域を海域公園地区として指定する。

また、港湾区域及び沿岸の特別地域における主要な展望地からの眺望を確保し、既存公園区域と一体的に風景の保護を図る必要がある区域の拡張を行う等、国立公園全域を対象として第7次点検を行うものである。

2 地域の概要の変更内容

地域の概要を次のとおり変更する。

(表 1：地域概要変更表)

変更後	変更前
(1) 景観の特性 ア 地形・地質 本公園は大部分の地域が丘陵や台地であり、最高峰は朝熊山(標高 555m)である。沿岸部は陸地が長い間に沈降して、川や谷であったところに海水が入り込んでできたリアス海岸で、岬や入り江の多い複雑な地形を成している。一方、英虞湾、的矢湾、五ヶ所湾の背後の陸地は台地状の地形を<u>成</u><u>し</u>、氷期に堆積した砂礫層が広く分布しており、隆起海食台地といわれている。外洋に面する岬や海岸では、随所で波の浸食による海食崖や海食洞等の特殊な地形が見られる。 地質は、伊勢市の北を東西に走る中央構造線の南側に古生層・中生層・新生代四紀層と古い順に帯状に配列し、主な岩石では、伊勢市から答志島には黒色片岩～石墨千枚岩(長瀬変成岩類)、神路山から菅島には黒色片岩・角閃岩・蛇紋岩(御荷鉾緑色岩類)、剣峠から野見坂にかけての山岳地帯と神島には砂岩・頁岩・チャート・一部に化石を含んだ石灰岩が分布している。鳥羽市生浦と五ヶ所を結ぶ断層線(仏像線)以南の志摩一円には、砂岩や頁岩からなる的矢層(中生層)が広く分布し、英虞湾周辺にはこの層の上部に鵜方層と呼ぶ洪積層が厚く堆積し、貝化石なども含まれている。	(1) 景観の特性 ア 地形・地質 本公園は大部分の地域が丘陵や台地であり、最高峰は朝熊山(標高 555m)である。沿岸部は陸地が長い間に沈降して、川や谷であったところに海水が入り込んでできたリアス海岸で、岬や入り江の多い複雑な地形を成している。一方、英虞湾、的矢湾、五ヶ所湾の背後の陸地は台地状の地形を<u>な</u><u>し</u>、氷期に堆積した砂礫層が広く分布しており、隆起海食台地といわれている。外洋に面する岬や海岸では、随所で波の浸食による海食崖や海食洞等の特殊な地形が見られる。 地質は、伊勢市の北を東西に走る中央構造線の南側に古生層・中生層・新生代四紀層と古い順に帯状に配列し、主な岩石では、伊勢市から答志島には黒色片岩～石墨千枚岩(長瀬変成岩類)、神路山から菅島には黒色片岩・角閃岩・蛇紋岩(御荷鉾緑色岩類)、剣峠から野見坂にかけての山岳地帯と神島には砂岩・頁岩・チャート・一部に化石を含んだ石灰岩が分布している。鳥羽市生浦と五ヶ所を結ぶ断層線(仏像線)以南の志摩一円には、砂岩や頁岩からなる的矢層(中生層)が広く分布し、英虞湾周辺にはこの層の上部に鵜方層と呼ぶ洪積層が厚く堆積し、貝化石なども含まれている。

変更後	変更前
イ 植生・野生生物 植生は二次林や人工林の占める割合が大きい、内陸部の伊勢神宮宮域林では、イチイガシを中心にツブラジイ、サカキ等で構成される常緑広葉樹の自然林が残っている。また、海岸の断崖や急斜面にはウバメガシ、トベラ、シャリンバイ等の低木林が発達し、海浜にはハマナツメ、ハマボウ、ハマユウ等の暖地性海浜植物群落も見られる。 <u>海域には日本有数の藻場が存在し、ヒジキ、アラメ、テングサをはじめ150種を超える海藻が生育しており、藻場を中心に多様な生態系が形成されている。</u> 動物相は、伊勢神宮宮域林を中心にシカ、イノシシ、ニホンザル等のほ乳類が生息している。沿岸部ではミサゴ、ウミウ、オオミズナギドリ等、河口部ではカモ類、サギ類、シギ類等の鳥類も多く、伊勢湾の入口にあたる神島は、サシバ、ハチクマ等の渡りのルートとなっている。 また、日和浜、参宮浜、広の浜などの砂浜海岸ではアカウミガメの上陸・産卵が確認されている。	イ 植生・野生生物 植生は二次林や人工林の占める割合が大きい、内陸部の伊勢神宮宮域林では、イチイガシを中心にツブラジイ、サカキ等で構成される常緑広葉樹の自然林が残っている。また、海岸の断崖や急斜面にはウバメガシ、トベラ、シャリンバイ等の低木林が発達し、海浜にはハマナツメ、ハマボウ、ハマユウ等の暖地性海浜植物群落も見られる。 動物相は、伊勢神宮宮域林を中心にシカ、イノシシ、ニホンザル等のほ乳類が生息している。沿岸部ではミサゴ、ウミウ、オオミズナギドリ等、河口部ではカモ類、サギ類、シギ類等の鳥類も多く、伊勢湾の入口にあたる神島は、サシバ、ハチクマ等の渡りのルートとなっている。 また、日和浜、参宮浜、広の浜などの砂浜海岸ではアカウミガメの上陸・産卵が確認されている。
エ 文化景観 英虞湾、五ヶ所湾、生浦湾等の内湾では、真珠、カキやアオサノリ等の養殖が盛んで、養殖筏が浮かんでいる景観が特徴である。全国の約半数の<u>514人（鳥羽市立海の博物館・三重大学海女研究センター、2022年）</u>の海女が鳥羽市から志摩市にかけての沿岸で活動しており、3月～9月にはアワビやサザエ等を捕る海女の姿が見られる。<u>しかしながら、高齢化や磯焼けによる不漁が原因となり、海女の人口は10年余りで半減している。</u> また、古くから信仰の場として参拝の対象になっている<u>神社</u>仏閣があ	エ 文化景観 英虞湾、五ヶ所湾、生浦湾等の内湾では、真珠、カキやアオサノリ等の養殖が盛んで、養殖筏が浮かんでいる景観が特徴である。全国の約半数（約1,000人）の海女が鳥羽市から志摩市にかけての沿岸で活動しており、3月～9月にはアワビやサザエ等を捕る海女の姿が見られる。 また、古くから信仰の場として参拝の対象になっている<u>寺社</u>仏閣があ

変更後	変更前
る。20年に一度社殿を造り替える式年遷宮が平成25年に執り行われた伊勢神宮は、唯一神明造の建築様式が特徴である。他にも、空海が825年に開祖したと伝えられる金剛證寺や海上守護の霊峰として漁業関係者の信仰を集めている青峯山正福寺等の歴史的建築物も自然景観と調和し、この地域の景観を特徴づけている。 (2) 利用の現況 京阪神や中京圏からの交通の便がよく、古くから「伊勢参り」で有名な伊勢神宮への参拝、海水浴、釣り及びシーカヤック等の海浜レジャー、伊勢エビやアワビに代表される海産物の味覚探訪等多様な利用がなされ、園地、展望台、ホテル、旅館などの利用施設も多く整備されている。 <u>伊勢志摩地域の年間入込客数(三重県観光レクリエーション入込客数推計書)は平成26年から年間約1,000万人で推移していたが、近年の新型コロナウイルス感染症の影響を受けて急激に落ち込み、令和3年には年間約570万人まで減少していた。しかし、令和4年以降は順調に利用者が回復し、令和5年には年間1,000万人を超えている。</u> (3) 社会経済的背景 ア 土地所有別 <u>国有地 164ha</u> <u>公有地 2,567ha</u> <u>私有地 52,684ha</u>	る。20年に一度社殿を造り替える式年遷宮が平成25年に執り行われた伊勢神宮は、唯一神明造の建築様式が特徴である。他にも、空海が825年に開祖したと伝えられる金剛證寺や海上守護の霊峰として漁業関係者の信仰を集めている青峯山正福寺等の歴史的建築物も自然景観と調和し、この地域の景観を特徴づけている。 (2) 利用の現況 京阪神や中京圏からの交通の便がよく、古くから「伊勢参り」で有名な伊勢神宮への参拝、海水浴、釣り及びシーカヤック等の海浜レジャー、伊勢エビやアワビに代表される海産物の味覚探訪等多様な利用がなされ、園地、展望台、ホテル、旅館などの利用施設も多く整備されている。 <u>伊勢志摩国立公園の年間利用者数は平成11年より約1,000万人で推移していたが、平成20年のリーマンショック以降約800万人と急激に落ち込み、平成23年は年間748万人の利用者が訪れている。平成25年には伊勢神宮で20年に一度執り行われる式年遷宮に約1,420万人(平成25年)の参拝者が訪れ、地域全体の観光業の活性化にも繋がっている。このように本公園の利用は伊勢神宮への参拝者の動向と関わりが大きいことも特徴の一つである。</u> (3) 社会経済的背景 ア 土地所有別 <u>国有地 165ha</u> <u>公有地 1,997ha</u> <u>私有地 53,382ha</u>

変更後				変更前			
イ 人口及び産業				イ 人口及び産業			
(ア) <u>本地域に係る各市町の人口及び総世帯数は、次のとおりである。</u>				<u>伊勢市 181,785 人（平成 25 年 8 月 31 日）、鳥羽市 20,996 人（平成 25 年 8 月 31 日）、志摩市 55,173 人（平成 25 年 9 月 1 日）、南伊勢町 14,852 人（平成 25 年 8 月 31 日）であり、国立公園区域と生活圏が重複していることなどから、国立公園内の定住人口は多い。</u>			
市町村名		人口	総世帯数				
三重県	伊勢市	118,849	56,354				
	鳥羽市	16,424	8,183				
	志摩市	44,110	22,435				
	南伊勢町	10,489	5,472				
計		189,872	92,444				
令和 7 年 1 月 1 日住民基本台帳人口・世帯数、総務省							
<u>本地域に係る各市町の人口の合計は約 19 万人、世帯数の合計は約 9 万世帯である。国立公園区域と生活圏が重複しているため、定住人口は多いものの、各市町で大幅に人口が減少している。</u>							

変更後									変更前		
(イ) <u>本地域に係る各市町の産業別人口は次のとおりである。</u>											
[単位：人/％]											
市町村名		第1次産業		第2次産業		第3次産業		合計			
三 重 県	伊勢市	1,406	2.5%	14,462	25.7%	40,482	71.8%	56,350			
	鳥羽市	1,131	13.2%	1,445	16.8%	6,012	70.0%	8,588			
	志摩市	1,663	8.1%	3,674	17.8%	15,302	74.1%	20,639			
	南伊勢町	884	19.0%	875	18.8%	2,898	62.2%	4,657			
計		5,084		20,456		64,694		90,234			
令和2年国勢調査 就業状態等基本集計, 総務省											
産業の基盤は、伊勢神宮参拝、海水浴、釣り及びシーカヤックなどの海浜レジャー等の観光産業が中心となっており、古くから生業とされてきた伊勢エビ、アワビ、カキ、真珠養殖等に代表される漁業は衰退傾向にある。									産業の基盤は、伊勢神宮参拝、海水浴、釣り及びシーカヤック等の海浜レジャー等の観光産業及び伊勢エビ、アワビ、カキ、真珠養殖等に代表される漁業が中心となっている。		
ウ 権利制限関係									ウ 権利制限関係		
(ア) 保安林									(ア) 保安林		
種類		位置		重複面積		種類		位置	重複面積		
水源かん養保安林		三重県伊勢市地内		89haの一部		水源かん養保安林		三重県伊勢市地内	89haの一部		

変更後			変更前			
		三重県鳥羽市地内	647ha		三重県鳥羽市地内	647ha
		三重県志摩市地内	<u>146</u> ha		三重県志摩市地内	<u>145</u> ha
		三重県度会郡南伊勢町地内	<u>2, 956</u> haの一部		三重県度会郡南伊勢町地内	<u>2, 681</u> haの一部
	土砂流出防備保安林	三重県伊勢市地内	<u>105</u> haの一部	土砂流出防備保安林	三重県伊勢市地内	<u>104</u> haの一部
		三重県鳥羽市地内	<u>369</u> ha		三重県鳥羽市地内	<u>267</u> ha
		三重県志摩市地内	<u>1, 004</u> ha		三重県志摩市地内	<u>1, 006</u> ha
		三重県度会郡南伊勢町地内	<u>937</u> haの一部		三重県度会郡南伊勢町地内	<u>841</u> haの一部
	土砂崩壊防備保安林	三重県伊勢市地内	<u>4</u> haの一部	土砂崩壊防備保安林	三重県伊勢市地内	<u>3</u> haの一部
		三重県鳥羽市地内	4haの一部		三重県鳥羽市地内	4haの一部
		三重県度会郡南伊勢町地内	<u>22</u> haの一部		三重県志摩市地内	<u>2</u> ha
	その他の保安林	三重県伊勢市地内	87haの一部		三重県度会郡南伊勢町地内	<u>20</u> haの一部
		三重県鳥羽市地内	130ha	その他の保安林	三重県伊勢市地内	87haの一部
		三重県志摩市地内	163ha		三重県鳥羽市地内	130ha
		三重県度会郡南伊勢町地内	<u>356</u> haの一部		三重県志摩市地内	163ha
			三重県度会郡南伊勢町地内		<u>355</u> haの一部	

変更後				変更前			
(イ) 鳥獣保護区 (県指定)				(イ) 鳥獣保護区 (県指定)			
種類	位置	重複面積	当初指定年月日	種類	位置	重複面積	当初指定年月日
志摩市浜島町大崎鳥獣保護区	志摩市浜島町、阿児町	675ha	昭 47. 11. 1	志摩市浜島町大崎鳥獣保護区	志摩市浜島町、阿児町	675ha	昭 47. 11. 1
志摩市阿児町賢島鳥獣保護区	志摩市阿児町	340ha	昭 47. 11. 1	志摩市阿児町賢島鳥獣保護区	志摩市阿児町	340ha	昭 47. 11. 1
伊勢市高倉山鳥獣保護区	伊勢市本町	431haの一部	昭 57. 11. 1	伊勢市高倉山鳥獣保護区	伊勢市本町	431haの一部	昭 57. 11. 1
志摩市大王町登茂山鳥獣保護区	志摩市大王町	178ha	昭 57. 11. 1	志摩市大王町登茂山鳥獣保護区	志摩市大王町	178ha	昭 57. 11. 1
伊勢市二見鳥獣保護区	伊勢市二見町	447ha	昭 48. 11. 1	二見鳥獣保護区	伊勢市二見町	447ha	昭 48. 11. 1
志摩市磯部町の矢鳥獣保護区	志摩市磯部町	1, 075haの一部	平 5. 11. 1	磯部町の矢鳥獣保護区	志摩市磯部町	1, 075haの一部	平 5. 11. 1
南伊勢町鵜倉半島行田・定山鳥獣保護区	度会郡南伊勢町	1, 865haの一部	昭 58. 11. 1	南伊勢町鵜倉半島行田・定山鳥獣保護区	度会郡南伊勢町	1, 915haの一部	昭 58. 11. 1
伊勢市朝熊山鳥獣保護区	伊勢市朝熊山	50ha	昭 41. 11. 1	伊勢市朝熊山鳥獣保護区	伊勢市朝熊山	50ha	昭 41. 11. 1
志摩市志摩町大島・小島鳥獣保護区	志摩市志摩町	683haの一部	平元. 11. 1	南伊勢町南海鳥獣保護区	度会郡南伊勢町	2, 130haの一部	昭 51. 11. 1

変更後				変更前			
南伊勢町東部鳥獣保護区	度会郡南伊勢町	100ha	昭 49. 11. 1	南伊勢町伊勢路鳥獣保護区	度会郡南伊勢町	1, 140ha	昭 62. 11. 1
南伊勢町五ヶ所鳥獣保護区	度会郡南伊勢町	4ha	昭 59. 11. 1	志摩市志摩町大島・小島鳥獣保護区	志摩市志摩町	683haの一部	平元. 11. 1
志摩市阿児町横山鳥獣保護区	志摩市阿児町	500ha	平 9. 11. 1	南伊勢町東部鳥獣保護区	度会郡南伊勢町	100ha	昭 49. 11. 1
南伊勢町道方池の田鳥獣保護区	度会郡南伊勢町	56haの一部	平 10. 11. 1	南伊勢町五ヶ所鳥獣保護区	度会郡南伊勢町	4ha	昭 59. 11. 1
				阿児町横山鳥獣保護区	志摩市阿児町	500ha	平 9. 11. 1
				南伊勢町道方池の田鳥獣保護区	度会郡南伊勢町	56haの一部	平 10. 11. 1
(ウ) 史跡名勝天然記念物				(ウ) 史跡名勝天然記念物			
区分	名称	位置	指定年月日	区分	名称	位置	指定年月日
国指定史跡	旧林崎文庫	伊勢市宇治今在家町林崎	昭 29. 12. 25	国指定史跡	旧林崎文庫	伊勢市宇治今在家町林崎	昭 29. 12. 25
	旧豊宮崎文庫	伊勢市岡本 3	大 12. 3. 7		旧豊宮崎文庫	伊勢市岡本 3	大 12. 3. 7

変更後				変更前			
	朝熊山経塚群	伊勢市朝熊町岳	昭 41. 4. 15		朝熊山経塚群	伊勢市朝熊町岳	昭 41. 4. 15
国 指 定 名 勝	二見浦	伊勢市二見町茶屋ほ か	平 18. 7. 28	国 指 定 名 勝	二見浦	伊勢市二見町茶屋ほ か	平 18. 7. 28
国指定 天 然 記 念 物	庫蔵寺のコツブガ ヤ	鳥羽市河内町	平 5. 6. 8	国指定 天 然 記 念 物	庫蔵寺のコツブガ ヤ	鳥羽市河内町	平 5. 6. 8
	鬼ヶ城暖地性シダ 群落	度会郡南伊勢町押淵 字鬼ヶ城	昭 3. 1. 18		鬼ヶ城暖地性シダ 群落	度会郡南伊勢町押淵 字鬼ヶ城	昭 3. 1. 18
	細谷暖地性シダ群 落	度会郡南伊勢町押淵 字細谷	昭 3. 1. 18		細谷暖地性シダ群 落	度会郡南伊勢町押淵 字細谷	昭 3. 1. 18
三 重 県 指 定 史 跡	志摩国分寺跡	志摩市阿児町国府 3476 番地	昭 11. 1. 22	三 重 県 指 定 史 跡	志摩国分寺跡	志摩市阿児町国府 3476 番地	昭 11. 1. 22
	おじょか古墳	志摩市阿児町志島 512- 1	昭 44. 3. 28		おじょか古墳	志摩市阿児町志島 512- 1	昭 44. 3. 28
	旧越賀村郷蔵	志摩市志摩町越賀字 城山徳	昭 39. 10. 16		旧越賀村郷蔵	志摩市志摩町越賀字 城山徳	昭 39. 10. 16
	浜島古墳	志摩市浜島町目戸山	昭 12. 7. 2		浜島古墳	志摩市浜島町目戸山	昭 12. 7. 2
	坂手村砲台跡	鳥羽市坂手町字田ノ 崎 1, 075 番地 14 ほか	昭 16. 10. 21		坂手村砲台跡	鳥羽市坂手町字田ノ 崎 1, 075 番地 14 ほか	昭 16. 10. 21

変更後				変更前			
	鳥羽城跡	鳥羽市鳥羽 3 丁目	昭 40. 12. 9		鳥羽城跡	鳥羽市鳥羽 3 丁目	昭 40. 12. 9
	九鬼嘉隆墓	鳥羽市答志町字築上 805-7 ほか	昭 16. 5. 22		九鬼嘉隆墓	鳥羽市答志町字築上 805-7 ほか	昭 16. 5. 22
	五ヶ所城跡、愛州氏 居館跡及墳墓	度会郡南伊勢町五ヶ 所浦字城山	昭 13. 2. 7		五ヶ所城附愛州氏 居館跡及び墳墓	度会郡南伊勢町五ヶ 所浦字城山	昭 13. 2. 7
三重県 指定名 勝	二見浦	伊勢市二見町茶屋ほ か	昭 11. 1. 22 昭 27. 7. 9	三重県 指定名 勝	二見浦	伊勢市二見町茶屋ほ か	昭 11. 1. 22 昭 27. 7. 9
三重県 指定天 然記念 物	松下社の大樟	伊勢市二見町松下 1, 346 番地	昭 12. 11. 10	三重県 指定天 然記念 物	松下社の大樟	伊勢市二見町松下 1, 346 番地	昭 12. 11. 10
	鷺嶺の水穴	伊勢市矢持町下村字 古屋	昭 40. 12. 9		鷺嶺の水穴	伊勢市矢持町下村字 古屋	昭 40. 12. 9
	和具大島暖地性砂 防植物群落	志摩市志摩町和具大 島 4186	昭 11. 1. 22		和具大島暖地性砂 防植物群落	志摩市志摩町和具大 島 4186	昭 11. 1. 22
	宇気比神社樹叢	志摩市浜島町浜島 682 番地ほか	昭 13. 4. 7		宇気比神社樹叢	志摩市浜島町浜島 682 番地ほか	昭 13. 4. 7
	丸山庫蔵寺のイス ノキ樹叢	鳥羽市河内町	昭 53. 2. 7		丸山庫蔵寺のイス ノキ樹叢	鳥羽市河内町	昭 53. 2. 7

変更後				変更前			
	奈佐のヤマトタチバナ	鳥羽市桃取町奈佐	昭 30. 4. 7		奈佐のヤマトタチバナ	鳥羽市桃取町奈佐	昭 30. 4. 7
	楠路脇のヤマトタチバナ	鳥羽市桃取町楠路脇	昭 30. 4. 7 平 6. 3. 9		楠路脇のヤマトタチバナ	鳥羽市桃取町楠路脇	昭 30. 4. 7 平 6. 3. 9
	獅子島の樹叢	度会郡南伊勢町五ヶ所浦 3819	昭 30. 4. 7		獅子島の樹叢	度会郡南伊勢町五ヶ所浦 3819	昭 30. 4. 7
	ハマナツメ群落	度会郡南伊勢町道行 竈塩竈 222 番地	昭 15. 9. 17		ハマナツメ群落	度会郡南伊勢町道行 竈塩竈 222 番地	昭 15. 9. 17
	見江島いわつばめ棲息地	度会郡南伊勢町道行 竈字見江島	昭 38. 9. 12		見江島いわつばめ棲息地	度会郡南伊勢町道行 竈字見江島	昭 38. 9. 12
	野見坂の地層褶曲	度会郡南伊勢町道方 858	昭 16. 10. 14		野見坂の地層褶曲	度会郡南伊勢町道方 858	昭 16. 10. 14
	道方の浮島	度会郡南伊勢町道方 字池ノ田 415 番地	昭 15. 9. 3		道方の浮島	度会郡南伊勢町道方 字池ノ田 415 番地	昭 15. 9. 3
伊勢市 指定史跡	高倉山古墳	伊勢市豊川町	昭 48. 12. 5	伊勢市 指定史跡	高倉山古墳	伊勢市豊川町	昭 48. 12. 5
	米山新田	伊勢市円座町	昭 48. 12. 5		米山新田	伊勢市円座町	昭 48. 12. 5

変更後				変更前			
伊勢市 指定天然記念物	南山古墳	伊勢市鹿海町字南山 866-2	昭 55. 12. 20	伊勢市 指定天然記念物	南山古墳	伊勢市鹿海町字南山 866-2	昭 55. 12. 20
	山田奉行所跡	伊勢市御薮町小林399 番地 2	昭 46. 8. 1		山田奉行所跡	伊勢市御薮町小林399 番地 2	昭 46. 8. 1
	蓮台寺柿	伊勢市勢田町	昭 33. 12. 22		蓮台寺柿	伊勢市勢田町	昭 33. 12. 22
	おがたまの木	伊勢市矢持町下村	昭 48. 12. 5		<u>宿り木の桜</u>	<u>伊勢市宇治今在家町</u>	<u>昭 33. 12. 22</u>
	オヤネザクラ（お屋根桜）	伊勢市岡本 3 旧豊宮 崎文庫内	昭 61. 7. 3		おがたまの木	伊勢市矢持町下村	昭 48. 12. 5
	旭町のアイナシ	伊勢市旭町	平元. 3. 3		オヤネザクラ（お 屋根桜）	伊勢市岡本 3 旧豊宮 崎文庫内	昭 61. 7. 3
	岩屋山古墳	鳥羽市答志町	昭 44. 11. 21		旭町のアイナシ	伊勢市旭町	平元. 3. 3
	田城々跡	鳥羽市岩倉町	昭 45. 10. 8	鳥羽市 指定史跡	岩屋山古墳	鳥羽市答志町	昭 44. 11. 21
	稲垣氏歴代の墓碑 及び霊廟	鳥羽市鳥羽二丁目	昭 54. 3. 23		田城々跡	鳥羽市岩倉町	昭 45. 10. 8
	今浦の片枝梨跡	鳥羽市浦村町	昭 56. 2. 1		稲垣氏歴代の墓碑 及び霊廟	鳥羽市鳥羽二丁目	昭 54. 3. 23

変更後				変更前			
鳥羽市 指定天然記念物	九鬼家の廟所	鳥羽市鳥羽二丁目	昭 60. 12. 19		今浦の片枝梨跡	鳥羽市浦村町	昭 56. 2. 1
	安楽島贅遺跡	鳥羽市安楽島町	昭 60. 12. 19		九鬼家の廟所	鳥羽市鳥羽二丁目	昭 60. 12. 19
	隠殿岡の五輪塔（3基）	鳥羽市岩倉町	平 24. 3. 1		安楽島贅遺跡	鳥羽市安楽島町	昭 60. 12. 19
	坂手のアヤメ池	鳥羽市坂手町	昭 44. 11. 21		隠殿岡の五輪塔（3基）	鳥羽市岩倉町	平 24. 3. 1
	丸山庫蔵寺樹叢	鳥羽市河内町	昭 45. 8. 28	鳥羽市 指定天然記念物	坂手のアヤメ池	鳥羽市坂手町	昭 44. 11. 21
	加茂神社の樹叢一帯	鳥羽市松尾町	昭 45. 8. 28		丸山庫蔵寺樹叢	鳥羽市河内町	昭 45. 8. 28
	鳥羽駅前のオオイタビ（群落一帯）	鳥羽市鳥羽一丁目	昭 45. 8. 28		加茂神社の樹叢一帯	鳥羽市松尾町	昭 45. 8. 28
	西明寺のクロマツ（一本）	鳥羽市畔蛸町	昭 45. 8. 28		鳥羽駅前のオオイタビ（群落一帯）	鳥羽市鳥羽一丁目	昭 45. 8. 28
	坂手船着場のタブノキの林叢	鳥羽市坂手町	昭 45. 8. 28		西明寺のクロマツ（一本）	鳥羽市畔蛸町	昭 45. 8. 28
	神島のカルスト地形	鳥羽市神島町	平 8. 11. 26		坂手船着場のタブノキの林叢	鳥羽市坂手町	昭 45. 8. 28

変更後				変更前			
	御木本真珠島の自 生キノクニスゲ	鳥羽市鳥羽一丁目	平 11. 11. 24		神島のカルスト地 形	鳥羽市神島町	平 8. 11. 26
	大村島の枕状溶岩	鳥羽市浦村町	平 18. 4. 26		御木本真珠島の自 生キノクニスゲ	鳥羽市鳥羽一丁目	平 11. 11. 24
	今浦の大ケヤキ	志摩市阿児町志島地 内	昭 46. 3. 31		大村島の枕状溶岩	鳥羽市浦村町	平 18. 4. 26
志 摩 市 指 定 史 跡	志摩市古墳群	志摩市阿児町志島地 内	昭 46. 3. 31		今浦の大ケヤキ	志摩市阿児町志島地 内	昭 46. 3. 31
志 摩 市 指 定 天 然 記 念 物	泊古墳鳶ヶ巣 1 号墳 鳶ヶ巣 2 号墳	大王町畔名	平 29. 4. 28	志 摩 市 指 定 史 跡	志摩市古墳群	志摩市阿児町志島地 内	昭 46. 3. 31
	トキワガキ群生	志 摩 市 阿 児 町 神 明 23-1	昭 47. 3. 31	志 摩 市 指 定 天 然 記 念 物	泊古墳鳶ヶ巣 1 号 墳鳶ヶ巣 2 号墳	大王町畔名	平 29. 4. 28
	隣江寺のイチョウ	志 摩 市 磯 部 町 坂 崎 1192	平 11. 12. 24		トキワガキ群生	志 摩 市 阿 児 町 神 明 23-1	昭 47. 3. 31
	隣江寺のクスノキ	志 摩 市 磯 部 町 坂 崎 1192	平 11. 12. 24		<u>ヒメコオホネ自生 地</u>	<u>志 摩 市 阿 児 町 鶴 方 4399</u>	<u>平 9. 3. 27</u>
	家建の茶屋跡のオ オシマザクラ	志 摩 市 磯 部 町 恵 利 原 字逢坂 5	平 11. 12. 24		隣江寺のイチョウ	志 摩 市 磯 部 町 坂 崎 1192	平 11. 12. 24
	玉泉庵のナギ	志 摩 市 磯 部 町 迫 間 671	平 11. 12. 24		隣江寺のクスノキ	志 摩 市 磯 部 町 坂 崎 1192	平 11. 12. 24

変更後				変更前			
	小的矢の日和山の タブノキ	志摩市磯部町的矢 814	平 11. 12. 24		家建の茶屋跡のオ オシマザクラ	志摩市磯部町恵利原 字逢坂 5	平 11. 12. 24
	的矢村神社のイス ノキ	志摩市磯部町的矢 618	平 11. 12. 24		玉泉庵のナギ	志摩市磯部町迫間 671	平 11. 12. 24
南伊勢 町指定 史跡	日和山古墳	度会郡南伊勢町礪浦 155	昭 52. 6. 1		小的矢の日和山の タブノキ	志摩市磯部町的矢 814	平 11. 12. 24
南伊勢 町指定 天然記 念物	穂原小学校オハツ キイチョウ	度会郡南伊勢町伊勢 路 1005	平 9. 2. 6		的矢村神社のイス ノキ	志摩市磯部町的矢 618	平 11. 12. 24
	巨樹ヒメシヤラ	度会郡南伊勢町伊勢 路 3534-2	平 12. 6. 20	南伊勢 町指定 史跡	日和山古墳	度会郡南伊勢町礪浦 155	昭 52. 6. 1
	方座浦墓地境内の アイグロマツ	度会郡南伊勢町方座 浦 117	平 23. 12. 28	南伊勢 町指定 天然記 念物	穂原小学校オハツ キイチョウ	度会郡南伊勢町伊勢 路 1005	平 9. 2. 6
					巨樹ヒメシヤラ	度会郡南伊勢町伊勢 路 3534-2	平 12. 6. 20
					方座浦墓地境内の アイグロマツ	度会郡南伊勢町方座 浦 117	平 23. 12. 28

変更後						変更前					
(工) 海岸保全区域 (県管理分) (国土交通省所管)						(工) 海岸保全区域 (県管理分) (国土交通省所管)					
沿岸名	海岸名	地区名	市町名	重複延長 (m)	指定年月日	沿岸名	海岸名	地区名	市町名	重複延長 (m)	指定年月日
伊勢湾	宇治山田港 海岸	二見地区	伊勢市	<u>4,221</u>	昭 <u>34. 6. 10</u>	伊勢湾	宇治山田港 海岸	二見地区	伊勢市	<u>4,110</u>	昭 <u>44. 9. 19</u>
	二見浦海岸	江地区	伊勢市	522	昭 56. 10. 20		伊勢海岸	江地区	伊勢市	522	昭 56. 10. 20
		神前地区	伊勢市	1,144	昭 56. 10. 20			神前地区	伊勢市	1,144	昭 56. 10. 20
熊野灘	二見海岸	松下地区	伊勢市	793	昭 56. 10. 20	熊野灘	二見海岸	松下地区	伊勢市	793	昭 56. 10. 20
	鳥羽海岸	堅神地区	鳥羽市	481	昭 56. 10. 20		鳥羽海岸	堅神地区	鳥羽市	481	昭 56. 10. 20
		小浜地区 (小浜東地先)	鳥羽市	388	昭 56. 10. 20			小浜地区 (小浜東地先)	鳥羽市	388	昭 56. 10. 20
		小浜地区 (小浜西地先)	鳥羽市	3,775	平 2. <u>6. 1</u>			小浜地区 (小浜西地先)	鳥羽市	3,775	平 2. <u>9. 1</u>
		安楽島地区	鳥羽市	802	昭 56. 10. 20			安楽島地区	鳥羽市	802	昭 56. 10. 20
		浦村地区 (今浦地先)	鳥羽市	1,970	昭 57. 12. 7			浦村地区 (今浦地先)	鳥羽市	1,970	昭 57. 12. 7
		浦村地区 (本浦南地先)	鳥羽市	2,266	昭 56. 10. 20			浦村地区 (本浦南地先)	鳥羽市	2,266	昭 56. 10. 20
		浦村地区 (本浦北地先)	鳥羽市	1,050	昭 56. 10. 20			浦村地区 (本浦北地先)	鳥羽市	1,050	昭 56. 10. 20
		浦村地区 (大吉南地先)	鳥羽市	270	昭 56. 10. 20			浦村地区 (大吉南地先)	鳥羽市	270	昭 56. 10. 20

変更後							変更前						
			浦村地区（大吉北地先）	鳥羽市	470	昭 56. 10. 20				浦村地区（大吉北地先）	鳥羽市	470	昭 56. 10. 20
			石鏡地区（石鏡西地先）	鳥羽市	676	昭 56. 10. 20				石鏡地区（石鏡西地先）	鳥羽市	676	昭 56. 10. 20
			石鏡地区（石鏡東地先）	鳥羽市	1, 192	昭 56. 10. 20				石鏡地区（石鏡東地先）	鳥羽市	1, 192	昭 56. 10. 20
			国崎地区（国崎北地先）	鳥羽市	703	昭 56. 10. 20				国崎地区（国崎北地先）	鳥羽市	703	昭 56. 10. 20
			国崎地区（国崎南地先）	鳥羽市	966	昭 56. 10. 20				国崎地区（国崎南地先）	鳥羽市	966	昭 56. 10. 20
			相差地区（相差北地先）	鳥羽市	1, 622	－				相差地区（相差北地先）	鳥羽市	1, 622	－
			相差地区（相差南地先）	鳥羽市	330	昭 56. 10. 20				相差地区（相差南地先）	鳥羽市	330	昭 56. 10. 20
			牛島、牛島地区	鳥羽市	480	昭 56. 10. 20				牛島、牛島地区	鳥羽市	480	昭 56. 10. 20
			答志島、答志地区 （桃取東地先）	鳥羽市	1, 641	昭 56. 10. 20				答志島、答志地区 （桃取東地先）	鳥羽市	1, 641	昭 56. 10. 20
			答志島、答志地区 （答志東地先）	鳥羽市	1, 036	昭 56. 10. 20				答志島、答志地区 （答志東地先）	鳥羽市	1, 036	昭 56. 10. 20
			答志島、答志地区 （答志西地先）	鳥羽市	373	平 4 . 2 . 12				答志島、答志地区 （答志西地先）	鳥羽市	373	平 4 . 2 . 12
			神島、神島地区 （神島東地先）	鳥羽市	843	昭 56. 10. 20				神島、神島地区 （神島東地先）	鳥羽市	843	昭 56. 10. 20
			神島、神島地区 （神島西地先）	鳥羽市	1, 155	昭 56. 10. 20				神島、神島地区 （神島西地先）	鳥羽市	1, 155	昭 56. 10. 20
			神島、神島地区 （神島南地先）	鳥羽市	491	平 2 . 6 . 1				神島、神島地区 （神島南地先）	鳥羽市	491	平 2 . 6 . 1
			菅島、菅島地区 （オンマ浜地先）	鳥羽市	900	昭 56. 10. 20				菅島、菅島地区 （オンマ浜地先）	鳥羽市	900	昭 56. 10. 20

変更後						変更前					
		菅島、菅島地区 (網の浜地先)	鳥羽市	1,080	昭 56. 10. 20			菅島、菅島地区 (網の浜地先)	鳥羽市	1,080	昭 56. 10. 20
		菅島、菅島地区 (海老穴浜地先)	鳥羽市	990	昭 56. 10. 20			菅島、菅島地区 (海老穴浜地先)	鳥羽市	990	昭 56. 10. 20
		菅島、菅島地区 (白浜地先)	鳥羽市	700	昭 63. 1. 26			菅島、菅島地区 (白浜地先)	鳥羽市	700	昭 63. 1. 26
		坂手島、坂手地区 (坂手東地先)	鳥羽市	880	平 8. 10. 1			坂手島、坂手地区 (坂手東地先)	鳥羽市	880	平 8. 10. 1
		坂手島、坂手地区 (坂手北地先)	鳥羽市	1,650	昭 56. 10. 20			坂手島、坂手地区 (坂手北地先)	鳥羽市	1,650	昭 56. 10. 20
	鳥羽港海岸	小浜地区	鳥羽市	1,373	昭 38. 12. 20		鳥羽港海岸	小浜地区	鳥羽市	1,373	昭 38. 12. 20
		主水山地区	鳥羽市	2,266	昭 38. 12. 20			主水山地区	鳥羽市	2,266	昭 38. 12. 20
		岩崎地区	鳥羽市	1,722	昭 38. 12. 20			岩崎地区	鳥羽市	1,722	昭 38. 12. 20
		中之郷地区	鳥羽市	1,674	昭 38. 12. 20			中之郷地区	鳥羽市	1,674	昭 38. 12. 20
		赤崎地区	鳥羽市	419	昭 38. 12. 20			赤崎地区	鳥羽市	419	昭 38. 12. 20
		安楽島地区	鳥羽市	2,875	昭 38. 12. 20			安楽島地区	鳥羽市	2,875	昭 38. 12. 20
		坂手地区	鳥羽市	994	昭 38. 12. 20			坂手地区	鳥羽市	994	昭 38. 12. 20
	的矢港海岸	相差畔蛸地区	鳥羽市	<u>1,300</u>	昭 38. 12. 20		的矢港海岸	相差畔蛸地区	鳥羽市	<u>1,548</u>	昭 38. 12. 20
		千賀地区	鳥羽市	<u>578</u>	昭 38. 12. 20			千賀地区	鳥羽市	<u>737</u>	昭 38. 12. 20
		堅子地区	鳥羽市	<u>462</u>	昭 38. 12. 20			堅子地区	鳥羽市	<u>565</u>	昭 38. 12. 20

変更後						変更前					
		的矢地区	志摩市	<u>2,040</u>	昭 38. 12. 20			的矢地区	志摩市	<u>2,173</u>	昭 38. 12. 20
		飯浜地区	志摩市	<u>1,628</u>	昭 38. 12. 20			飯浜地区	志摩市	<u>2,495</u>	昭 38. 12. 20
		穴川坂崎地区	志摩市	<u>3,349</u>	昭 38. 12. 20			穴川坂崎地区	志摩市	<u>4,043</u>	昭 38. 12. 20
		三ヶ所地区	志摩市	<u>2,026</u>	昭 38. 12. 20			三ヶ所地区	志摩市	<u>2,751</u>	昭 38. 12. 20
		渡鹿野地区	志摩市	<u>1,656</u>	昭 38. 12. 20			渡鹿野地区	志摩市	<u>2,500</u>	昭 38. 12. 20
		国府地区	志摩市	<u>1,168</u>	昭 38. 12. 20			国府地区	志摩市	<u>2,094</u>	昭 38. 12. 20
		阿瀬地区	志摩市	<u>484</u>	昭 38. 12. 20			阿瀬地区	志摩市	<u>455</u>	昭 38. 12. 20
	阿児海岸	安乗地区	志摩市	5,613	平 15. 8. 8		阿児海岸	安乗地区	志摩市	5,613	平 15. 8. 8
		国府地区	志摩市	<u>4,190</u>	昭 56. 10. 20			国府地区	志摩市	<u>3,865</u>	昭 56. 10. 20
		志島地区	志摩市	2,121	昭 56. 10. 20			志島地区	志摩市	2,121	昭 56. 10. 20
		立神浦地区 (立神南地先)	志摩市	4,717	昭 56. 10. 20			立神浦地区 (立神南地先)	志摩市	4,717	昭 56. 10. 20
		立神浦地区 (立神北地先)	志摩市	960	昭 56. 10. 20			立神浦地区 (立神北地先)	志摩市	960	昭 56. 10. 20
		神明浦地区 (神明東地先)	志摩市	2,633	昭 56. 10. 20			神明浦地区 (神明東地先)	志摩市	2,633	昭 56. 10. 20
		神明浦地区 (神明中地先)	志摩市	544	昭 56. 10. 20			神明浦地区 (神明中地先)	志摩市	544	昭 56. 10. 20
		神明浦地区 (神明西地先)	志摩市	572	-			神明浦地区 (神明西地先)	志摩市	572	-

変更後						変更前					
	大王海岸	鵜方浦地区	志摩市	3, 560	昭 56. 10. 20	大王海岸	鵜方浦地区	志摩市	3, 560	昭 56. 10. 20	
		畔名地区	志摩市	2, 066	昭 56. 10. 20		畔名地区	志摩市	2, 066	昭 56. 10. 20	
		名田地区	志摩市	963	昭 56. 10. 20		名田地区	志摩市	963	昭 56. 10. 20	
		船越地区	志摩市	7, 350	昭 56. 10. 20		船越地区	志摩市	7, 350	昭 56. 10. 20	
		波切浦地区	志摩市	1, 955	昭 56. 10. 20		波切浦地区	志摩市	1, 955	昭 56. 10. 20	
	志摩海岸	片田地区	志摩市	3, 224	昭 56. 10. 20	志摩海岸	片田地区	志摩市	3, 224	昭 56. 10. 20	
		布施田地区	志摩市	4, 090	昭 63. 1. 26		布施田地区	志摩市	4, 090	昭 63. 1. 26	
		和具地区	志摩市	335	昭 56. 10. 20		和具地区	志摩市	335	昭 56. 10. 20	
		越賀地区	志摩市	3, 541	昭 56. 10. 20		越賀地区	志摩市	3, 541	昭 56. 10. 20	
		御座地区 (御座東地先)	志摩市	740	昭 56. 10. 20		御座地区 (御座東地先)	志摩市	740	昭 56. 10. 20	
		御座地区 (御座西地先)	志摩市	1, 698	昭 56. 10. 20		御座地区 (御座西地先)	志摩市	1, 698	昭 56. 10. 20	
		越賀浦地区	志摩市	1, 380	昭 56. 10. 20		越賀浦地区	志摩市	1, 380	昭 56. 10. 20	
		和具浦地区	志摩市	1, 924	昭 56. 10. 20		和具浦地区	志摩市	1, 924	昭 56. 10. 20	
		布施田浦地区	志摩市	1, 447	昭 56. 10. 20		布施田浦地区	志摩市	1, 447	昭 56. 10. 20	
		間崎島、間崎島地区 (間崎島北地先)	志摩市	688	昭 56. 10. 20		間崎島、間崎島地区 (間崎島北地先)	志摩市	688	昭 56. 10. 20	

変更後						変更前					
		間崎島、間崎島地区 (間崎島南地先)	志摩市	370	昭 56. 10. 20			間崎島、間崎島地区 (間崎島南地先)	志摩市	370	昭 56. 10. 20
		小島、小島地区	志摩市	390	昭 56. 10. 20			小島、小島地区	志摩市	390	昭 56. 10. 20
		大島、大島地区	志摩市	669	昭 56. 10. 20			大島、大島地区	志摩市	669	昭 56. 10. 20
	賢島港海岸	賢島地区	志摩市	<u>1,860</u>	昭 38. 12. 20		賢島港海岸	賢島地区	志摩市	<u>2,624</u>	昭 38. 12. 20
	浜島海岸	迫子地区 (迫子東地先)	志摩市	1, 006	昭 56. 10. 20		浜島海岸	迫子地区 (迫子東地先)	志摩市	1, 006	昭 56. 10. 20
		迫子地区 (迫子中地先)	志摩市	1, 800	昭 56. 10. 20			迫子地区 (迫子中地先)	志摩市	1, 800	昭 56. 10. 20
		迫子地区 (迫子西地先)	志摩市	<u>826</u>	昭 56. 10. 20			迫子地区 (迫子西地先)	志摩市	<u>1, 230</u>	昭 56. 10. 20
		塩屋地区 (塩屋北地先)	志摩市	3, 290	昭 56. 10. 20			塩屋地区 (塩屋北地先)	志摩市	3, 290	昭 56. 10. 20
		塩屋地区 (塩屋中地先)	志摩市	1, 114	昭 56. 10. 20			塩屋地区 (塩屋中地先)	志摩市	1, 114	昭 56. 10. 20
		塩屋地区 (塩屋南地先)	志摩市	506	昭 56. 10. 20			塩屋地区 (塩屋南地先)	志摩市	506	昭 56. 10. 20
		浜島地区	志摩市	2, 016	昭 57. 12. 7			浜島地区	志摩市	2, 016	昭 57. 12. 7
		南張地区	志摩市	2, 147	昭 56. 10. 20			南張地区	志摩市	2, 147	昭 56. 10. 20
	浜島港海岸	迫子地区	志摩市	1, 577	昭 38. 12. 20		浜島港海岸	迫子地区	志摩市	1, 577	昭 38. 12. 20
		塩屋地区	志摩市	1, 025	昭 38. 12. 20			塩屋地区	志摩市	1, 025	昭 38. 12. 20
		浜島地区	志摩市	7, 062	昭 38. 12. 20			浜島地区	志摩市	7, 062	昭 38. 12. 20

変更後						変更前					
	南勢海岸	田曾浦地区 (田曾浦東地先)	南伊勢町	<u>432</u>	昭56.10.20		南勢海岸	田曾浦地区	南伊勢町	<u>809</u>	昭56.10.20
		田曾浦地区 (田曾浦西地先)	南伊勢町	<u>377</u>	昭56.10.20			内瀬地区	南伊勢町	1,606	昭56.10.20
		内瀬地区	南伊勢町	1,606	昭56.10.20			迫間浦地区	南伊勢町	1,150	昭56.10.20
		迫間浦地区	南伊勢町	1,150	昭56.10.20			磯浦地区	南伊勢町	540	昭56.10.20
		磯浦地区	南伊勢町	540	昭56.10.20			相賀浦地区 (相賀浦東地先)	南伊勢町	876	昭61.1.7
		相賀浦地区 (相賀浦東地先)	南伊勢町	876	昭61.1.7			相賀浦地区 (相賀浦南地先)	南伊勢町	836	昭56.10.20
		相賀浦地区 (相賀浦南地先)	南伊勢町	836	昭56.10.20			相賀浦地区 (相賀浦西地先)	南伊勢町	411	昭56.10.20
		相賀浦地区 (相賀浦西地先)	南伊勢町	411	昭56.10.20			宿浦地区	南伊勢町	1,363	昭56.10.20
		宿浦地区	南伊勢町	1,363	昭56.10.20		五ヶ所港海岸	木谷地区	南伊勢町	<u>524</u>	平5.7.13
	五ヶ所港海岸	木谷地区	南伊勢町	<u>4,333</u>	平5.7.13			下津浦地区	南伊勢町	1,516	平5.7.13
		下津浦地区	南伊勢町	1,516	平5.7.13			神津浦地区	南伊勢町	2,561	昭42.2.28
		神津浦地区	南伊勢町	2,561	昭42.2.28			飯満地区	南伊勢町	<u>1,427</u>	昭53.8.11
		飯満地区	南伊勢町	<u>511</u>	昭53.8.11			五ヶ所浦地区	南伊勢町	<u>3,893</u>	平10.3.10
		五ヶ所浦地区	南伊勢町	<u>3,797</u>	平10.3.10			中津浜浦地区	南伊勢町	<u>821</u>	平11.1.22
		中津浜浦地区	南伊勢町	<u>792</u>	平11.1.22			船越地区	南伊勢町	<u>1,058</u>	平5.7.13

変更後						変更前					
		船越地区	南伊勢町	<u>2,739</u>	平5.7.13		南島海岸	大方浦地区	南伊勢町	<u>112</u>	昭56.10.20
	南島海岸	大方浦地区	南伊勢町	<u>160</u>	昭56.10.20			阿曽浦地区	南伊勢町	<u>235</u>	昭56.10.20
		阿曽浦地区	南伊勢町	<u>233</u>	昭56.10.20			道方地区	南伊勢町	<u>634</u>	昭56.10.20
		道方地区	南伊勢町	<u>631</u>	昭56.10.20			槌柄地区（槌柄東地先）	南伊勢町	443	昭56.10.20
		槌柄地区（槌柄東地先）	南伊勢町	443	昭56.10.20			道方飛地地区	南伊勢町	201	昭56.10.20
		道方飛地地区	南伊勢町	201	昭56.10.20			小方地区	南伊勢町	236	昭56.10.20
		小方地区	南伊勢町	236	昭56.10.20			古和浦地区	南伊勢町	386	昭56.10.20
		古和浦地区	南伊勢町	386	昭56.10.20						
(農林水産省（農村振興局）所管)						(農林水産省（農村振興局）所管)					
沿岸名	海岸名	地区名	市町名	箇所数	重複延長(m)	沿岸名	海岸名	地区名	市町名	箇所数	重複延長(m)
熊野灘	二見海岸	二見地区	伊勢市	1	120	熊野灘	二見海岸	二見地区	伊勢市	1	120
	鳥羽海岸	小浜地区	鳥羽市	5	<u>335.5</u>		鳥羽海岸	小浜地区	鳥羽市	5	315.5
		安楽島地区	鳥羽市	<u>18</u>	<u>1,458.5</u>			安楽島地区	鳥羽市	19	1,578.5
		今浦地区	鳥羽市	14	<u>1,054.6</u>			今浦地区	鳥羽市	14	<u>776</u>
		大湊地区	鳥羽市	24	<u>4,155.7</u>			大湊地区	鳥羽市	24	<u>3,500.4</u>
		大吉地区	鳥羽市	11	<u>716</u>			大吉地区	鳥羽市	11	<u>447.5</u>

変更後						変更前					
		石鏡地区	鳥羽市	<u>2</u>	<u>167</u>			石鏡地区	鳥羽市	<u>4</u>	<u>148</u>
		国崎地区	鳥羽市	4	<u>228</u>			国崎地区	鳥羽市	4	<u>35</u>
		大篠瀬地区	鳥羽市	3	91			大篠瀬地区	鳥羽市	3	91
		相差地区	鳥羽市	34	<u>2, 593. 8</u>			相差地区	鳥羽市	34	<u>1, 883. 8</u>
		答志地区	鳥羽市	<u>63</u>	<u>4, 802</u>			答志地区	鳥羽市	<u>65</u>	<u>2, 578. 5</u>
		菅島地区	鳥羽市	30	<u>1, 879. 4</u>			菅島地区	鳥羽市	30	<u>199. 5</u>
	磯部海岸	的矢地区	志摩市	28	<u>2, 699</u>		磯部海岸	的矢地区	志摩市	28	<u>1, 986</u>
		三ヶ所地区	志摩市	42	<u>3, 655</u>			三ヶ所地区	志摩市	42	<u>2, 130</u>
		穴川地区	志摩市	<u>19</u>	<u>4, 752. 6</u>			穴川地区	志摩市	<u>23</u>	<u>4, 969</u>
		渡鹿野地区	志摩市	18	<u>1, 538</u>			渡鹿野地区	志摩市	18	<u>695</u>
	阿児海岸	安乗地区	志摩市	<u>3</u>	<u>71</u>		阿児海岸	立神地区	志摩市	50	<u>1, 380. 5</u>
		田尻地区	志摩市	<u>3</u>	<u>87</u>			神明地区	志摩市	18	<u>768. 5</u>
		立神地区	志摩市	50	<u>2, 714. 5</u>			賢島地区	志摩市	7	<u>193</u>
		神明地区	志摩市	18	<u>1, 161</u>			鵜方地区	志摩市	12	<u>79</u>
		賢島地区	志摩市	7	<u>330</u>			国府地区	志摩市	22	<u>2, 412</u>
		鵜方地区	志摩市	12	<u>603</u>		大王海岸	半女地区	志摩市	57	<u>1, 078. 5</u>
		国府地区	志摩市	22	<u>2, 814. 5</u>			蛇谷地区	志摩市	7	<u>45</u>
	大王海岸	半女地区	志摩市	57	<u>2, 567. 5</u>			登茂山地区	志摩市	17	<u>587</u>

変更後						変更前					
		次郎六郎	志摩市	5	617		志摩海岸	越賀地区	志摩市	33	1,088.5
		蛇谷地区	志摩市	7	403			御座地区	志摩市	10	388
		登茂山地区	志摩市	17	856			片田地区	志摩市	25	350
	志摩海岸	越賀地区	志摩市	32	1,534			間崎地区	志摩市	21	621
		御座地区	志摩市	10	630			菅田地区	志摩市	27	1,290
		片田地区	志摩市	25	1,185.5			迫子地区	志摩市	57	517
		間崎地区	志摩市	21	946.5			大崎地区	志摩市	23	851
	浜島海岸	菅田地区	志摩市	25	1,544			目戸地区	志摩市	1	411
		迫子地区	志摩市	57	3,647		南勢海岸	宿浦地区	南伊勢町	22	1,412.35
		大崎地区	志摩市	23	1,561			木谷地区	南伊勢町	43	2,903.2
	南勢海岸	田曾浦地区	南伊勢町	3	242.7			下津浦地区	南伊勢町	8	535.7
		宿浦地区	南伊勢町	22	1,934			神津佐地区	南伊勢町	4	876
		木谷地区	南伊勢町	42	3,330.5			泉地区	南伊勢町	11	1,351
		下津浦地区	南伊勢町	8	1,291			飯満地区	南伊勢町	20	883.1
		神津佐地区	南伊勢町	4	786			船越地区	南伊勢町	24	2,884.2
		泉地区	南伊勢町	11	1,666.4			五ヶ所浦地区	南伊勢町	9	495.3
		飯満地区	南伊勢町	20	1,354.3			中津浜浦地区	南伊勢町	15	1,163.7
		船越地区	南伊勢町	24	3,473.3			内瀬地区	南伊勢町	6	1,498

変更後						変更前					
		五ヶ所浦地区	南伊勢町	9	<u>712.1</u>			迫間浦地区	南伊勢町	43	<u>1,842.08</u>
		中津浜浦地区	南伊勢町	15	<u>1,452.4</u>			相賀浦地区	南伊勢町	18	<u>2,519.85</u>
		内瀬地区	南伊勢町	6	<u>11,818</u>			磯浦地区	南伊勢町	4	<u>354</u>
		迫間浦地区	南伊勢町	43	<u>3,602.5</u>		南島海岸	道行竈地区	南伊勢町	12	<u>458.5</u>
		相賀浦地区	南伊勢町	18	<u>3,042.5</u>			阿曾浦地区	南伊勢町	10	<u>623.8</u>
		磯浦地区	南伊勢町	4	<u>425.7</u>			大方竈地区	南伊勢町	3	<u>533.9</u>
	南島海岸	道行竈地区	南伊勢町	12	<u>1,078.3</u>			贅浦地区	南伊勢町	8	<u>862</u>
		阿曾浦地区	南伊勢町	10	<u>904.5</u>			奈屋浦地区	南伊勢町	8	<u>458.3</u>
		大方竈地区	南伊勢町	3	<u>445.2</u>			東宮地区	南伊勢町	2	<u>442.9</u>
		大江地区	南伊勢町	<u>1</u>	<u>235.6</u>			河内地区	南伊勢町	<u>5</u> (公園内) <u>3</u>)	<u>446mの一部</u>
		道方地区	南伊勢町	<u>2</u>	<u>405</u>						
		贅浦地区	南伊勢町	8	<u>1,484</u>						
		奈屋浦地区	南伊勢町	8	<u>1,490.2</u>						
		東宮地区	南伊勢町	2	<u>592.9</u>						
		河内地区	南伊勢町	<u>5</u>	<u>950.5</u>						
		神前浦地区	南伊勢町	<u>2</u>	<u>409</u>						
		方座浦地区	南伊勢町	<u>2</u>	<u>224</u>						
		古和浦地区	南伊勢町	<u>1</u>	<u>94</u>						

変更後						変更前					
(農林水産省 (水産庁) 所管)						(農林水産省 (水産庁) 所管)					
沿岸名	海岸名	地区名	市町名	重複延長 (m)	指定年月日	沿岸名	海岸名	地区名	市町名	重複延長 (m)	指定年月日
熊野灘	舟越漁港海岸		鳥羽市	<u>1,198</u>	平 7 . 10 . 3	熊野灘	舟越漁港海岸		鳥羽市	<u>1,196</u>	平 7 . 10 . 3
	神島漁港海岸		鳥羽市	<u>857</u>	昭 42 . 3 . 24		神島漁港海岸		鳥羽市	<u>963</u>	昭 42 . 3 . 24
	答志漁港		鳥羽市	<u>2,980</u>	昭 42 . 3 . 24		安乗漁港海岸		志摩市	<u>1,960</u>	昭 42 . 3 . 24
	安乗漁港海岸	安乗地区	志摩市	<u>1,866</u>	昭 42 . 3 . 24		波切漁港海岸		志摩市	1,933	昭 34 . 10 . 20
	波切漁港海岸	波切地区	志摩市	1,933	昭 34 . 10 . 20		深谷漁港海岸	深谷地区	志摩市	<u>3,782</u>	昭 57 . 9 . 24
	深谷漁港海岸	深谷地区	志摩市	<u>5,037</u>	昭 48 . 5 . 22			片田地区	志摩市		
		片田地区	志摩市	<u>3,174</u>	昭 48 . 5 . 22			船越地区	志摩市		
		船越地区	志摩市	<u>4,400</u>	昭 48 . 5 . 22		和具漁港海岸		志摩市	1,153	昭 42 . 3 . 24
	和具漁港海岸		志摩市	1,153	昭 42 . 3 . 24		宿田曾漁港海岸		南伊勢町	2,299	昭 34 . 10 . 20
	宿田曾漁港海岸		南伊勢町	2,299	昭 34 . 10 . 20		阿曾浦漁港海岸	土穴地区	南伊勢町	<u>2,488</u>	昭 34 . 10 . 20
	奈屋浦漁港海岸		南伊勢町	<u>1,672</u>	昭 42 . 3 . 24						

変更後						変更前					
(才) 海岸保全区域 (市町村管理分)						(才) 海岸保全区域 (市町村管理分)					
(農林水産省 (水産庁) 所管)						以下、新設					
沿岸名	海岸名	地区名	市町名	重複延長 (m)	指定年月日						
熊 野 灘	松下漁港海岸		伊勢市	620	昭 35. 2 . 5						
	小浜漁港海岸		鳥羽市	687	昭 42. 3 . 24						
	安楽島漁港海岸		鳥羽市	2, 526	昭 42. 3 . 24						
	本浦漁港海岸		鳥羽市	798	昭 42. 3 . 24						
	石鏡漁港海岸		鳥羽市	840	昭 42. 3 . 24						
	国崎漁港海岸		鳥羽市	1, 150	昭 42. 3 . 24						
	相差漁港海岸		鳥羽市	763	昭 42. 3 . 24						
	坂手漁港海岸		鳥羽市	572	昭 39. 11. 17						
	桃取漁港海岸		鳥羽市	1, 675	昭 42. 3 . 24						
	和具 (答志) 漁港 海岸		鳥羽市	1, 240	昭 39. 11. 17						
	菅島漁港海岸		鳥羽市	610	昭 42. 3 . 24						
	国府漁港海岸	国府地区	志摩市	430	昭 57. 8 . 31						
	甲賀漁港海岸	甲賀地区	志摩市	700	昭 42. 3 . 24						
	神明漁港海岸	神明地区	志摩市	849	平 4 . 10. 23						

変更後						変更前	
	名田漁港海岸	名田地区	志摩市	420	昭 39. 11. 17		
	片田漁港海岸	片田地区	志摩市	361	昭 34. 10. 20		
	越賀漁港海岸	越賀地区	志摩市	760	昭 34. 10. 20		
	間崎漁港海岸	間崎地区	志摩市	265	昭 58. 12. 27		
	御座漁港海岸	御座地区	志摩市	757	昭 34. 10. 20		
	迫間浦漁港海岸		南伊勢町	5,031	昭 39. 8. 11		
	磯浦漁港海岸		南伊勢町	1,900	昭 39. 8. 11		
	相賀浦漁港海岸		南伊勢町	1,494	昭 39. 8. 11		
	阿曾浦漁港海岸	北山地区	南伊勢町	4,203	昭 34. 10. 20		
		土穴地区	南伊勢町	650	昭 34. 10. 20		
	槌柄漁港海岸		南伊勢町	380	昭 42. 3. 24		
	贅浦漁港海岸		南伊勢町	1,363	昭 42. 3. 24		
	方座浦漁港海岸		南伊勢町	1,959	昭 42. 3. 24		
	古和浦漁港海岸		南伊勢町	583	昭 34. 10. 20		

3 変更する公園区域

伊勢志摩国立公園の区域の一部を次のとおり変更する。

(表 2：公園区域（陸域）変更表)

番号	区分	変 更 部 分 の 区 域	変 更 理 由	面 積 (ha)
1 【主4】	拡張	三重県伊勢市 二見町松下の一部	周辺の既存公園区域と一体的に管理するため、漁港区域内の埋め立て地を公園区域に拡張する。	0 (※1) $\begin{bmatrix} \text{国} & 0 \\ \text{公} & 0 \text{ (※1)} \\ \text{私} & 0 \end{bmatrix}$
2 【主2】	拡張	三重県鳥羽市 神島町の一部	周辺の既存公園区域と一体的に管理するため、漁港区域内の埋め立て地を公園区域に拡張する。	1 $\begin{bmatrix} \text{国} & 0 \\ \text{公} & 1 \\ \text{私} & 0 \end{bmatrix}$
3 【主3】	拡張	三重県鳥羽市 答志町の一部	周辺の既存公園区域と一体的に管理するため、漁港区域内の埋め立て地を公園区域に拡張する。	2 $\begin{bmatrix} \text{国} & 0 \\ \text{公} & 2 \\ \text{私} & 0 \end{bmatrix}$
4 【主3】	拡張	三重県鳥羽市 菅島町の一部	周辺の既存公園区域と一体的に管理するため、漁港区域内の埋め立て地を公園区域に拡張する。	2 $\begin{bmatrix} \text{国} & 0 \\ \text{公} & 2 \\ \text{私} & 0 \end{bmatrix}$
5 【主4】	拡張	三重県鳥羽市 小浜町、鳥羽一丁目の一部	周辺の既存公園区域と一体的に管理するため、港湾区域内の埋め立て地を公園区域に拡張する。	3 $\begin{bmatrix} \text{国} & 0 \\ \text{公} & 3 \\ \text{私} & 0 \end{bmatrix}$
6 【主5】	拡張	三重県鳥羽市 浦村町の一部	周辺の既存公園区域と一体的に管理するため、漁港区域内の埋め立て地を公園区域に拡張する。	1 $\begin{bmatrix} \text{国} & 0 \\ \text{公} & 1 \\ \text{私} & 0 \end{bmatrix}$

番号	区分	変 更 部 分 の 区 域	変 更 理 由	面 積 (ha)
7 【主5】	拡張	三重県鳥羽市 国崎町の一部	周辺の既存公園区域と一体的に管理するため、漁港区域内の埋め立て地を公園区域に拡張する。	1 〔 国 0 〕 〔 公 1 〕 〔 私 0 〕
8 【主6】	拡張	三重県鳥羽市 相差町の一部	周辺の既存公園区域と一体的に管理するため、漁港区域内の埋め立て地を公園区域に拡張する。	1 〔 国 0 〕 〔 公 1 〕 〔 私 0 〕
9 【主6・7】	拡張	三重県鳥羽市 相差町、畔蛸町の一部 三重県志摩市 磯部町渡鹿野、阿児町国府の一部	周辺の既存公園区域と一体的に管理するため、漁港区域内の埋め立て地を公園区域に拡張する。	3 〔 国 0 〕 〔 公 3 〕 〔 私 0 〕
10 【主6】	拡張	三重県志摩市 阿児町安乗の一部	周辺の既存公園区域と一体的に管理するため、漁港区域内の埋め立て地を公園区域に拡張する。	1 〔 国 0 〕 〔 公 1 〕 〔 私 0 〕
11 【主8】	拡張	三重県志摩市 阿児町甲賀の一部	周辺の既存公園区域と一体的に管理するため、漁港区域内の埋め立て地を公園区域に拡張する。	1 〔 国 0 〕 〔 公 1 〕 〔 私 0 〕
12 【主8】	拡張	三重県志摩市 大王町波切の一部	周辺の既存公園区域と一体的に管理するため、漁港区域内の埋め立て地を公園区域に拡張する。	3 〔 国 0 〕 〔 公 3 〕 〔 私 0 〕
13 【主9・10】	拡張	三重県志摩市 志摩町和具の一部	周辺の既存公園区域と一体的に管理するため、漁港区域内の埋め立て地を公園区域に拡張する。	1 〔 国 0 〕 〔 公 1 〕 〔 私 0 〕

番号	区分	変 更 部 分 の 区 域	変 更 理 由	面 積 (ha)
14 【主9】	拡張	三重県志摩市 志摩町和具の一部	周辺の既存公園区域と一体的に管理するため、漁港区域内の埋め立て地を公園区域に拡張する。	3 〔国 0〕 〔公 3〕 〔私 0〕
15 【主9】	拡張	三重県志摩市 志摩町越賀の一部	周辺の既存公園区域と一体的に管理するため、漁港区域内の埋め立て地を公園区域に拡張する。	1 〔国 0〕 〔公 1〕 〔私 0〕
16 【主10】	拡張	三重県志摩市 志摩町御座の一部	周辺の既存公園区域と一体的に管理するため、漁港区域内の埋め立て地を公園区域に拡張する。	0 (※1) 〔国 0〕 〔公 0 (※1)〕 〔私 0〕
17 【主10】	拡張	三重県志摩市 浜島町浜島の一部	周辺の既存公園区域と一体的に管理するため、港湾区域内の埋め立て地を公園区域に拡張する。	1 〔国 0〕 〔公 1〕 〔私 0〕
18 【主11】	拡張	三重県度会郡南伊勢町 田曾浦の一部	周辺の既存公園区域と一体的に管理するため、漁港区域内の埋め立て地を公園区域に拡張する。	11 〔国 0〕 〔公 11〕 〔私 0〕
19 【主12】	拡張	三重県度会郡南伊勢町 迫間浦の一部	周辺の既存公園区域と一体的に管理するため、漁港区域内の埋め立て地を公園区域に拡張する。	1 〔国 0〕 〔公 1〕 〔私 0〕
20 【主12】	拡張	三重県度会郡南伊勢町 礪浦の一部	周辺の既存公園区域と一体的に管理するため、漁港区域内の埋め立て地を公園区域に拡張する。	0 (※1) 〔国 0〕 〔公 0 (※1)〕 〔私 0〕

番号	区分	変 更 部 分 の 区 域	変 更 理 由	面 積 (ha)
21 【主 15】	削除	三重県伊勢市 豊川町の一部	不明確な区域線の明確化を図るため、区域線を変更することに伴い、公園区域を削除する。	△1 $\begin{pmatrix} \text{国} & 0 \\ \text{公} & 0 \\ \text{私} & \Delta 1 \end{pmatrix}$
22 【主 15】	削除	三重県伊勢市 八日市場町の一部	不明確な区域線の明確化を図るため、区域線を変更することに伴い、公園区域を削除する。	△1 $\begin{pmatrix} \text{国} & 0 \\ \text{公} & 0 \\ \text{私} & \Delta 1 \end{pmatrix}$
23 【主 13】 【副 3】	削除	三重県度会郡南伊勢町 河内の一部	不明確な区域線の明確化を図るため、区域線を変更することに伴い、公園区域を削除する。	0 (※1) $\begin{pmatrix} \text{国} & 0 \\ \text{公} & 0 \\ \text{私} & 0 \text{ (※1)} \end{pmatrix}$
24 【主 15】	—	三重県伊勢市 豊川町及び岡本町の一部	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を土地所有別界から土地所有別（私・私）界に変更する。	— $\begin{pmatrix} \text{国} & - \\ \text{公} & - \\ \text{私} & - \end{pmatrix}$
25 【主 15】	—	三重県伊勢市 宇治館町の一部	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を土地所有別界から土地所有別（私・私）界に変更する。	— $\begin{pmatrix} \text{国} & - \\ \text{公} & - \\ \text{私} & - \end{pmatrix}$
26 【主 15】	—	三重県伊勢市 宇治今在家町の一部	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を見透線界（図上確定）から見透線界（河川工作物南東角と地番界と道路の交点）に変更する。	— $\begin{pmatrix} \text{国} & - \\ \text{公} & - \\ \text{私} & - \end{pmatrix}$
27 【主 15】	—	三重県伊勢市 宇治今在家町の一部	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を土地所有別界から土地所有別（私・私）界に変更する。	— $\begin{pmatrix} \text{国} & - \\ \text{公} & - \\ \text{私} & - \end{pmatrix}$

番号	区分	変 更 部 分 の 区 域	変 更 理 由	面 積 (ha)
28 【主 15】	—	三重県伊勢市 宇治今在家町の一部	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を見透線界（図上確定）から見透線界（地番界と道路の交点と水路末端）に変更する。	— 〔 国 公 私 〕
29 【主 15】	—	三重県伊勢市 宇治浦田町の一部	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を土地所有別界から土地所有別（私・私）界に変更する。	— 〔 国 公 私 〕
30 【主 15】	—	三重県伊勢市 宇治浦田町の一部	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を土地所有別界、小班界、町町界から町町界に変更する。	— 〔 国 公 私 〕
31 【主 15】	—	三重県伊勢市 勢田町の一部	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を小班界から小班界及び林班界に変更する。	— 〔 国 公 私 〕
32 【主 16】	—	三重県伊勢市 藤里町、前山町、佐八町、津村町の一部	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を道路敷（除）界から道路敷（除）界及び小班界に変更する。	— 〔 国 公 私 〕
33 【主 13】 【副 1】	—	三重県度会郡南伊勢町 道方の一部	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を汀線界から地番界及び汀線界に変更する。	— 〔 国 公 私 〕
34 【主 13】 【副 1】	—	三重県度会郡南伊勢町 道方の一部	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を地目界から稜線界及び小班界に変更する。	— 〔 国 公 私 〕

番号	区分	変 更 部 分 の 区 域	変 更 理 由	面 積 (ha)
35 【主 13】 【副 2】	—	三重県度会郡南伊勢町 贅浦の一部	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を 地目界から小班界及び稜線界に変更する。	— 〔 国 公 私 — 〕
36 【主 13】 【副 2】	—	三重県度会郡南伊勢町 贅浦の一部	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を 地目界から見透線界(工作物屈折点と北緯 34 度 16 分 53 秒、東経 136 度 33 分 15 秒)に変更する。	— 〔 国 公 私 — 〕
37 【主 13】 【副 2】	—	三重県度会郡南伊勢町 贅浦の一部	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を 汀線界から見透線界(北緯 34 度 16 分 50 秒、東経 136 度 33 分 15 秒と道路敷(除)屈折点)、道路敷(除) 界、埋立地(含)界、見透線界(北緯 34 度 16 分 53 秒、東経 136 度 33 分 9 秒と汀線屈折点)、汀線界及 び見透線界(北緯 34 度 16 分 06 秒、東経 136 度 33 分 00 秒から真北へ道路敷(除)まで結ぶ線)に変更す る。	— 〔 国 公 私 — 〕
38 【主 13】 【副 3】	—	三重県度会郡南伊勢町 河内の一部	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を 地目界から小班界、道路敷(除)界及び水路敷(除) 界に変更する。	— 〔 国 公 私 — 〕
39	—	三重県伊勢市 朝熊町、二見町江、二見町茶屋及び二見町松下地先 海岸、地先島しょ及び地先岩礁の各一部	地先に位置する海岸、島しょ及び岩礁について、公 園計画上においてこれまでの取扱いの明確化を図 り、汀線界とするもの。	—

番号	区分	変 更 部 分 の 区 域	変 更 理 由	面 積 (ha)
40	—	三重県鳥羽市 小浜町、安楽島町、相差町、国崎長、畔蛸町、千賀町、堅子町、石鏡町、浦村町、桃取町、答志町、菅島町、神島町及び坂手町地先海岸、地先島しょ及び地先岩礁の各一部	地先に位置する海岸、島しょ及び岩礁について、公園計画上においてこれまでの取扱いの明確化を図り、汀線界とするもの。	—
41	—	三重県志摩市 阿児町鵜方、阿児町神明、阿児町立神、阿児町志島、阿児町甲賀、阿児町国府、阿児町安乗、浜島町浜島、浜島町南張、浜島町塩屋、浜島町迫子、大王町波切、大王町船越、大王町畔名、大王町名田、志摩町片田、志摩町布施田、志摩町和具、志摩町越賀、志摩町御座、磯部町的矢及び磯部町渡鹿野地先海岸、地先島しょ及び地先岩礁の各一部	地先に位置する海岸、島しょ及び岩礁について、公園計画上においてこれまでの取扱いの明確化を図り、汀線界とするもの。	—
42	—	三重県度会郡南伊勢町 五ヶ所浦、船越、中津浜浦、飯満、内瀬、迫間浦、礫浦、相賀浦、田曾浦、宿浦、泉、木谷、新桑竈、枋木竈、小方竈、方座浦、神前浦、河内、東宮、贅浦、槌柄浦、道方、道行竈、阿曾浦及び大方竈地先海岸、地先島しょ及び地先岩礁の各一部	地先に位置する海岸、島しょ及び岩礁について、公園計画上においてこれまでの取扱いの明確化を図り、汀線界とするもの。	—

	変更部分 面積計	35 〔国 0〕 〔公 37〕 〔私 △2〕
	変更前 公園面積（※2）	55,380 (55,544) 〔国 164〕 〔公 2,530〕 〔私 52,686〕 〔(1,997) (53,382)〕
	変更後 公園面積	55,415 〔国 164〕 〔公 2,567〕 〔私 52,684〕

（※1）端数処理により、面積の増減が 1ha未満となる区域である。

（※2）区域の精査及びGISソフトを用いた面積の再計算後の数値であり、括弧内は変更前の公園計画書に記載された数値である。

(表 3：公園区域（海域）変更表)

番号	区分	変 更 部 分 の 区 域	変 更 理 由	面 積 (ha)
39 【主 1】	拡張	三重県伊勢市、鳥羽市、志摩市及び南伊勢町 地先海面の一部及び志摩市浜島港	沿岸の特別地域における主要な展望地からの眺望を確保し、既存公園区域と一体的に風景の保護を図る必要がある区域を拡張する。	51,887
40 【主 4】	拡張	三重県伊勢市 地先海面の一部（江漁港）	周辺の既存公園区域と一体的に管理するため、漁港区域を公園区域に拡張する。	4
41 【主 4】	拡張	三重県伊勢市 地先海面の一部（松下漁港）	周辺の既存公園区域と一体的に管理するため、漁港区域を公園区域に拡張する。	6
42 【主 2】	拡張	三重県鳥羽市 地先海面の一部（神島漁港）	周辺の既存公園区域と一体的に管理するため、漁港区域を公園区域に拡張する。	27
43 【主 3】	拡張	三重県鳥羽市 地先海面の一部（答志漁港）	周辺の既存公園区域と一体的に管理するため、漁港区域を公園区域に拡張する。	14
44 【主 3】	拡張	三重県鳥羽市 地先海面の一部（桃取漁港）	周辺の既存公園区域と一体的に管理するため、漁港区域を公園区域に拡張する。	16
45 【主 3】	拡張	三重県鳥羽市 地先海面の一部（和具（答志）漁港）	周辺の既存公園区域と一体的に管理するため、漁港区域を公園区域に拡張する。	26

番号	区分	変 更 部 分 の 区 域	変 更 理 由	面 積 (ha)
46 【主 3】	拡張	三重県鳥羽市 地先海面の一部（菅島漁港）	周辺の既存公園区域と一体的に管理するため、漁港区域を公園区域に拡張する。	9
47 【主 4】	拡張	三重県鳥羽市 地先海面の一部（鳥羽港）	周辺の既存公園区域と一体的に管理するため、港湾区域を公園区域に拡張する。	205
48 【主 4】	拡張	三重県鳥羽市 地先海面の一部（坂手漁港）	周辺の既存公園区域と一体的に管理するため、漁港区域を公園区域に拡張する。	4
49 【主 4】	拡張	三重県鳥羽市 地先海面の一部（安楽島漁港）	周辺の既存公園区域と一体的に管理するため、漁港区域を公園区域に拡張する。	18
50 【主 5】	拡張	三重県鳥羽市 地先海面の一部（本浦漁港）	周辺の既存公園区域と一体的に管理するため、漁港区域を公園区域に拡張する。	5
51 【主 5】	拡張	三重県鳥羽市 地先海面の一部（石鏡漁港）	周辺の既存公園区域と一体的に管理するため、漁港区域を公園区域に拡張する。	11
52 【主 5】	拡張	三重県鳥羽市 地先海面の一部（国崎漁港）	周辺の既存公園区域と一体的に管理するため、漁港区域を公園区域に拡張する。	14

番号	区分	変 更 部 分 の 区 域	変 更 理 由	面 積 (ha)
53 【主6】	拡張	三重県鳥羽市 地先海面の一部（相差漁港）	周辺の既存公園区域と一体的に管理するため、漁港区域を公園区域に拡張する。	5
54 【主6・7】	拡張	三重県志摩市 地先海面の一部（的矢港）	周辺の既存公園区域と一体的に管理するため、港湾区域を公園区域に拡張する。	1,167
55 【主6】	拡張	三重県志摩市 地先海面の一部（安乗漁港）	周辺の既存公園区域と一体的に管理するため、漁港区域を公園区域に拡張する。	14
56 【主8】	拡張	三重県志摩市 地先海面の一部（甲賀漁港）	周辺の既存公園区域と一体的に管理するため、漁港区域を公園区域に拡張する。	4
57 【主8】	拡張	三重県志摩市 地先海面の一部（名田漁港）	周辺の既存公園区域と一体的に管理するため、漁港区域を公園区域に拡張する。	3
58 【主8】	拡張	三重県志摩市 地先海面の一部（波切漁港）	周辺の既存公園区域と一体的に管理するため、漁港区域を公園区域に拡張する。	51
59 【主9】	拡張	三重県志摩市 地先海面の一部（深谷漁港）	周辺の既存公園区域と一体的に管理するため、漁港区域を公園区域に拡張する。	61

番号	区分	変 更 部 分 の 区 域	変 更 理 由	面 積 (ha)
60 【主 9】	拡張	三重県志摩市 地先海面の一部（片田漁港）	周辺の既存公園区域と一体的に管理するため、漁港区域を公園区域に拡張する。	0（※1）
61 【主 9・10】	拡張	三重県志摩市 地先海面の一部（間崎漁港）	周辺の既存公園区域と一体的に管理するため、漁港区域を公園区域に拡張する。	13
62 【主 9】	拡張	三重県志摩市 地先海面の一部（和具（和具）漁港）	周辺の既存公園区域と一体的に管理するため、漁港区域を公園区域に拡張する。	13
63 【主 9】	拡張	三重県志摩市 地先海面の一部（越賀漁港）	周辺の既存公園区域と一体的に管理するため、漁港区域を公園区域に拡張する。	7
64 【主 10】	拡張	三重県志摩市 地先海面の一部（御座漁港）	周辺の既存公園区域と一体的に管理するため、漁港区域を公園区域に拡張する。	6
65 【主 10】	拡張	三重県志摩市 地先海面の一部（賢島港）	周辺の既存公園区域と一体的に管理するため、港湾区域を公園区域に拡張する。	126
66 【主 11】	拡張	三重県南伊勢町 地先海面の一部（宿田曾漁港）	周辺の既存公園区域と一体的に管理するため、漁港区域を公園区域に拡張する。	102

番号	区分	変 更 部 分 の 区 域	変 更 理 由	面 積 (ha)
67 【主 12】	拡張	三重県南伊勢町 地先海面の一部（五ヶ所湾港）	周辺の既存公園区域と一体的に管理するため、港湾区域を公園区域に拡張する。	669
68 【主 12】	拡張	三重県南伊勢町 地先海面の一部（迫間浦漁港）	周辺の既存公園区域と一体的に管理するため、漁港区域を公園区域に拡張する。	87
69 【主 12】	拡張	三重県南伊勢町 地先海面の一部（礫浦漁港）	周辺の既存公園区域と一体的に管理するため、漁港区域を公園区域に拡張する。	15
70 【主 11】	拡張	三重県南伊勢町 地先海面の一部（相賀浦漁港）	周辺の既存公園区域と一体的に管理するため、漁港区域を公園区域に拡張する。	7
71 【主 13】	拡張	三重県南伊勢町 地先海面の一部（阿曾浦漁港）	周辺の既存公園区域と一体的に管理するため、漁港区域を公園区域に拡張する。	18
72 【主 13】	拡張	三重県南伊勢町 地先海面の一部（贅浦漁港）	周辺の既存公園区域と一体的に管理するため、漁港区域を公園区域に拡張する。	6
73 【主 13】	拡張	三重県南伊勢町 地先海面の一部（奈屋浦漁港）	周辺の既存公園区域と一体的に管理するため、漁港区域を公園区域に拡張する。	8

番号	区分	変 更 部 分 の 区 域	変 更 理 由	面 積 (ha)
74 【主 13・14】	拡張	三重県南伊勢町 地先海面の一部（吉津港）	周辺の既存公園区域と一体的に管理するため、港湾区域を公園区域に拡張する。	363
75 【主 13・14】	拡張	三重県南伊勢町 地先海面の一部（方座浦漁港）	周辺の既存公園区域と一体的に管理するため、漁港区域を公園区域に拡張する。	6
76 【主 14】	拡張	三重県南伊勢町 地先海面の一部（古和浦漁港）	周辺の既存公園区域と一体的に管理するため、漁港区域を公園区域に拡張する。	7
変更部分 面積計				55,004
変更前 公園面積（※2）				21,474 (20,900)
変更後 公園面積				76,478

（※1）端数処理により、面積の増減が 1ha未満となる区域である。

（※2）区域の精査及びGISソフトを用いた面積の再計算後の数値であり、括弧内は変更前の公園計画書に記載された数値である。

第2 公園計画の変更

1 変更理由

本地域では、国立公園満喫プロジェクトの開始以降、地域が一体となってインバウンドの誘致等を進めている一方、耕作放棄地等への太陽光発電施設の設置が進む等の公園の風致景観及び社会状況の変化が見られ、さらに、より深い自然体験が可能な公園利用の形態が求められるようになるなど、国立公園を取り巻く社会的需要の変化が見られることから、風致景観の保全及び適正な利用を図るとともに、海域の自然環境保全を一層推進するため、今回の第7次点検において保護規制計画及び利用施設計画の変更を行う。

保護規制計画では、三重県度会郡南伊勢町定の鼻地先の海岸線及び島しょ周辺「既存の海域普通地域」において、隣接する特別保護地区と一体的に景観を維持する必要があることから、海域公園地区を新設する。また、陸域では、希少な植物の生育が確認された、三重県志摩市大王町船越及び度会郡南伊勢町新桑竈。隣接する特別地域と一体的に自然景観や利用環境の保全を図る必要がある、浜島町迫子及び浜島、磯部町五知、沓掛及び山田において地種区分の変更を行う。

利用施設計画では、公園区域の拡張及び利用実態に合わせ、施設計画の削除、変更を行う。また、利用の適正化及び利用拠点整備のため、集団施設地区の変更と単独施設の追加を行う。

2 基本方針の変更内容

基本方針を次のとおり変更する。

(表 4：基本方針の変更表)

変更後	変更前
伊勢志摩国立公園は、紀伊半島の東端に突出した志摩半島の北部の二見浦からその東端をまわり、南伊勢町古和浦湾へ至る海岸線及び標高 555 mの朝熊山を最高峰に比較的標高の低い丘陵や台地からなっている。沿岸部は典型的なリアス海岸で、的矢湾、英虞湾、五ヶ所湾等の奥深い入り江と、神島、答志島、菅島等大小多数の島しょが繊細で優美な景観を作り出している一方、五ヶ所湾から西側の熊野灘に面する海岸は山の迫る懸崖となっており、波の浸食作用による海食崖、海食洞等の特殊な地形が点在する荒々しい姿を見せている。また、志摩半島周辺の海域は、アマモ場、アラメ場、ガラモ場等の藻場が広く分布し、英虞湾、的矢湾、五ヶ所湾等の湾内の一部には干潟が発達しており、優れた海域景観と海産資源を有している。 本公園は指定当時と比較すると、道路、鉄道等の交通網の発達、地域の産業構造の変化などにより、利用形態が大きく変化している。また、本公園の大部分は地域住民の生活圏と重複し、およそ <u>95%</u>が私有地であることから、公園の規制は住民の生活に密接に関わっている。 本地域の利用については、自然風景探勝、伊勢神宮への参拝、海水浴、釣り及びシーカヤック等の海浜レジャー、海産物の味覚探訪など様々な利用がなされている。また、近年では、地域の自然や歴史・文化を学び、楽しみながら長距離を歩くロングトレイルに注目が集まりつつあり、登山・ハイキング等の利用に加え、エコツアー等の新たな利用が増加している。	伊勢志摩国立公園は、紀伊半島の東端に突出した志摩半島の北部の二見浦からその東端をまわり、南伊勢町古和浦湾へ至る海岸線及び標高 555 mの朝熊山を最高峰に比較的標高の低い丘陵や台地からなっている。沿岸部は典型的なリアス海岸で、的矢湾、英虞湾、五ヶ所湾等の奥深い入り江と、神島、答志島、菅島等大小多数の島しょが繊細で優美な景観を作り出している一方、五ヶ所湾から西側の熊野灘に面する海岸は山の迫る懸崖となっており、波の浸食作用による海食崖、海食洞等の特殊な地形が点在する荒々しい姿を見せている。また、志摩半島周辺の海域は、アマモ場、アラメ場、ガラモ場等の藻場が広く分布し、英虞湾、的矢湾、五ヶ所湾等の湾内の一部には干潟が発達しており、優れた海域景観と海産資源を有している。 本公園は指定当時と比較すると、道路、鉄道等の交通網の発達、地域の産業構造の変化などにより、利用形態が大きく変化している。また、本公園の大部分は地域住民の生活圏と重複し、およそ <u>96%</u>が私有地であることから、公園の規制は住民の生活に密接に関わっている。 本地域の利用については、自然風景探勝、伊勢神宮への参拝、海水浴、釣り及びシーカヤック等の海浜レジャー、海産物の味覚探訪など様々な利用がなされている。また、近年では、地域の自然や歴史・文化を学び、楽しみながら長距離を歩くロングトレイルに注目が集まりつつあり、登山・ハイキング等の利用に加え、エコツアー等の新たな利用が増加している。

変更後	変更前
以上のことから、自然的・社会的状況を踏まえながら、本公園の風致景観の維持を図るとともに、適正な公園利用を推進するため、以下の方針により公園計画を定める。 <u>(1) ビジョン及び管理運営方針</u> <u>令和7年3月には、下記のとおり本公園の地域関係者から幅広く意見を集め、「つなげるわ、ひろげるわ、未来につなごう伊勢志摩国立公園」という本公園のビジョンが決定された。このビジョンでは、「私（個性）」、「輪（つながり）」、「和（調和）」の三つの「わ」が重なり合い、新たな未来を創る姿が表現されている。</u> <u>ア. ビジョン</u> <u>「つなげるわ、ひろげるわ、未来につなごう伊勢志摩国立公園」</u> <u>1. 私が輝く</u> <u>住む人も訪れる人も、一人ひとりが輝き、周囲を尊重しながら挑戦し成長する国立公園を目指します。「私らしさ」が調和の中で最大限に発揮される国立公園を目指します。</u> <u>2. 人と自然の輪がつながる</u> <u>人々をつなぎ、人と自然が共に生きる喜びの「輪」を広げます。自然への敬意を忘れず、共存する意識を高めます。多様な人と自然の交流により希望ある未来を創造する国立公園を目指します。</u> <u>3. 地域の誇りと和が育まれる</u> <u>受け継がれる文化、自然、歴史を大切に守り、地域一体となって未来</u>	以上のことから、自然的・社会的状況を踏まえながら、本公園の風致景観の維持を図るとともに、適正な公園利用を推進するため、以下の方針により公園計画を定める。 <u>(1) 新設</u>

変更後	変更前
<u>へと伝えます。「変わらずに、変わり続ける」精神を基盤に、「心がかえりたい」国立公園を目指します。</u> (2) 保護に関する事項 ア 保護規制計画 (ア) (略) (イ) 第1種特別地域 伊勢神宮神域及び神宮宮域林のうち暖帯性常緑広葉樹林を含む地域、名勝二見浦、ウミウの生息地でありカルスト地形が発達している神島の弁天岬、自然林の景観が優れている青峯山、<u>海跡湖に希少な生態系が残されている船越大池、ツブラジイ等が多く暖地性照葉樹林の典型である御座黒森、アカウミガメの上陸、産卵地である日和浜及び参宮浜、暖地性砂地植物群落の和具大島及び和具小島、暖地性常緑広葉樹の自然林が島を覆う逢原島、村島等の五ヶ所湾内の無人島、海食崖景観の連続する相賀浦から古和浦にかけての沿岸地帯については、優れた風致の維持を図るため第1種特別地域とする。</u> (ウ)、(エ) (略) <u>(オ) 海域公園地区</u> <u>藻場、岩礁域、特徴的な海底地形等、優れた海域景観や海域の生物多様性を維持する必要のある海域を海域公園地区とする。</u> (3) 利用に関する事項 (略)	(1) 保護に関する事項 ア 保護規制計画 (ア) (略) (イ) 第1種特別地域 伊勢神宮神域及び神宮宮域林のうち暖帯性常緑広葉樹林を含む地域、名勝二見浦、ウミウの生息地でありカルスト地形が発達している神島の弁天岬、自然林の景観が優れている青峯山、ツブラジイ等が多く暖地性照葉樹林の典型である御座黒森、アカウミガメの上陸、産卵地である日和浜及び参宮浜、暖地性砂地植物群落の和具大島及び和具小島、暖地性常緑広葉樹の自然林が島を覆う逢原島、村島等の五ヶ所湾内の無人島、海食崖景観の連続する相賀浦から古和浦にかけての沿岸地帯については、優れた風致の維持を図るため第1種特別地域とする。 (ウ)、(エ) (略) <u>(オ) 新設</u> (2) 利用に関する事項 (略)

3 規制計画の変更内容

(1) 保護規制計画等

保護規制計画等の一部を次のとおり変更する。

ア 特別地域

特別地域の区域の一部を次のとおり変更する。

(表 5：特別地域変更表)

都道府県名	変更後		変更前	
	区域	面積 (ha)	区域	面積 (ha)
三重県	伊勢市 朝熊町、一字田町、上野町、宇治今在家町、宇治浦田町、宇治浦田3丁目、宇治館町、宇治中之切町、 <u>岡本町</u> 、楠部町、勢田町、常磐町、豊川町、中村町、藤里町、二見町今一色、二見町江、二見町荘、二見町茶屋、二見町西、二見町松下、二見町三津、前山町、矢持町、八日市場町及び横輪町の各一部	<u>7,426</u> 〔国 5 公 9 私 7,412〕	伊勢市 <u>岡本1丁目、岡本2丁目及び岡本3丁目の全部並びに</u> 朝熊町、一字田町、上野町、宇治今在家町、宇治浦田町、宇治浦田3丁目、宇治館町、宇治中之切町、楠部町、勢田町、常磐町、豊川町、中村町、藤里町、二見町今一色、二見町江、二見町荘、二見町茶屋、二見町西、二見町松下、二見町三津、前山町、矢持町、八日市場町及び横輪町の各一部	<u>7,428</u> <u>(7,235)</u>
	鳥羽市 畔蛸町、安楽島町、石鏡町、浦村町、相差町、小浜町、堅神町、堅子町、神島町、国崎町、河内町、坂手町、白木町、菅島町、千賀町、答志町、船津町、松尾町及び桃取町の各一部	<u>1,918</u> 〔国 3 公 195 私 1,720〕	鳥羽市 畔蛸町、安楽島町、石鏡町、浦村町、相差町、小浜町、堅神町、堅子町、神島町、国崎町、河内町、坂手町、白木町、菅島町、千賀町、答志町、船津町、松尾町及び桃取町の各一部	<u>1,918</u> <u>(1,999)</u>

都道府県名	変更後		変更前	
	区域	面積 (ha)	区域	面積 (ha)
	志摩市 阿児町安乗、阿児町鷺方、阿児町国府、阿児町甲賀、阿児町志島、阿児町神明、阿児町立神、磯部町五知、磯部町恵利原、磯部町沓掛、磯部町三ヶ所、磯部町的矢、磯部町山田、磯部町渡鹿野、志摩町片田、志摩町越賀、志摩町御座、志摩町布施田、志摩町和具、大王町畔名、大王町波切、大王町名田、大王町船越、浜島町南張、浜島町迫子及び浜島町浜島の各一部	<u>4,147</u> 〔国 32〕 〔公 503〕 〔私 3,612〕	志摩市 阿児町安乗、阿児町鷺方、阿児町国府、阿児町甲賀、阿児町志島、阿児町神明、阿児町立神、磯部町恵利原、磯部町沓掛、磯部町三ヶ所、磯部町的矢、磯部町山田、磯部町渡鹿野、志摩町片田、志摩町越賀、志摩町御座、志摩町布施田、志摩町和具、大王町畔名、大王町波切、大王町名田、大王町船越、浜島町南張、浜島町迫子及び浜島町浜島の各一部	<u>3,941</u> (3,235)
	度会郡南伊勢町 阿曽浦、泉、伊勢路、相賀浦、大江、大方竈、小方竈、押渕、神前浦、木谷、切原、河内、五ヶ所浦、古和浦、神津佐、斎田、礫浦、新桑竈、下津浦、宿浦、槌柄浦、田曾浦、棚橋竈、東宮、内瀬、中津浜浦、贅浦、迫間浦、飯満、船越、方座浦、道方及び道行竈の各一部	<u>5,688</u> 〔国 7〕 〔公 213〕 〔私 5,468〕	度会郡南伊勢町 阿曽浦、泉、伊勢路、相賀浦、大江、大方竈、小方竈、押渕、神前浦、木谷、切原、河内、五ヶ所浦、古和浦、神津佐、斎田、礫浦、新桑竈、下津浦、宿浦、槌柄浦、田曾浦、棚橋竈、東宮、内瀬、中津浜浦、贅浦、迫間浦、飯満、船越、方座浦、道方及び道行竈の各一部	<u>5,688</u> (5,040)
	<u>これら地域の地先海岸、地先島しょ及び地先岩礁の各一部を含む。</u>			

	合 計	<u>19,179</u> [国 47 公 920 私 18,212]	合 計	<u>18,975</u> <u>(17,509)</u>
			変更部分面積合計	204 [国 0 公 29 私 175]
			変更前特別地域面積 (※)	18,975 (17,509) [国 47 (49) 公 891 (603) 私 18,037 (16,857)]
			変更後特別地域面積	19,179 [国 47 公 920 私 18,212]

(※) 区域の精査及びGISソフトを用いた面積の再計算後の数値であり、括弧内は変更前の公園計画書に記載された数値である。

(ア) 特別保護地区

特別保護地区の区域の一部を次のとおり変更する。

(表 6：特別保護地区変更表)

番号	区分	内容	名称	変更部分の区域	変更理由	面積 (ha)
1 【主1】 【副1】	削除	特別地域の縮小	伊勢神宮 外宮	伊勢市 八日市場町	公園区域の明確化を図るため、区域線を変更することに伴い、公園区域を削除する。	△1 〔国 0 公 0 私 △1〕
2 【主1】 【副1】	—	凡例の修正	伊勢神宮 外宮	伊勢市 八日市場町及び豊川町	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を水路敷(除)界から水路敷(除)界、道路敷(除)界及び見透線界(北緯34度29分8秒、東経136度42分3秒から真北へ道路敷(除)まで結ぶ線)に変更する。	— 〔国 — 公 — 私 —〕
3 【主2】	—	凡例の修正	伊勢神宮 内宮・神宮 宮域林	伊勢市 宇治館町	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を小班界から小班界及び林班界に変更する。	— 〔国 — 公 — 私 —〕
4 【主2】 【副2】	—	凡例の修正	伊勢神宮 内宮・神宮 宮域林	伊勢市 宇治今在家町	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を小班界から小班界及び林班界に変更する。	— 〔国 — 公 — 私 —〕
5 【主2】	—	凡例の修正	伊勢神宮 内宮・神宮 宮域林	伊勢市 宇治館町	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を土地所有別界から土地所有別(私・私)界に変更する。	— 〔国 — 公 — 私 —〕

番号	区分	内容	名称	変更部分の区域	変更理由	面積 (ha)
6 【主2】 【副3】	—	凡例の修正	伊勢神宮 内宮・神宮 宮域林	伊勢市 宇治今在家町	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を小班界から小班界及び林班界に変更する。	- 〔国 公 私〕
7 【主2】	—	凡例の修正	伊勢神宮 内宮・神宮 宮域林	伊勢市 宇治今在家町	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を土地所有別界から土地所有別（私・私）界に変更する。	- 〔国 公 私〕
8 【主2】	—	凡例の修正	伊勢神宮 内宮・神宮 宮域林	伊勢市 宇治今在家町	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を小班界から小班界及び稜線界に変更する。	- 〔国 公 私〕
9 【主2】 【副4】	—	凡例の修正	伊勢神宮 内宮・神宮 宮域林	伊勢市 宇治今在家町	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を林班界から林班界及び見透線界（民有林 1127 林班 2 小班角と 1071 林班と 1072 林班の交点）に変更する。	- 〔国 公 私〕
10 【主2】	—	凡例の修正	伊勢神宮 内宮・神宮 宮域林	伊勢市 宇治今在家町	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を小班界から特別施業地界に変更する。	- 〔国 公 私〕
11 【主3】 【副5】	—	凡例の修正	伊勢神宮 内宮・神宮 宮域林	伊勢市 宇治今在家町	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を小班界から見透線界（北緯 34 度 23 分 15 秒、東経 136 度 45 分 5 秒と民有林 152 林班 2 小班と 5 小班的交点）、小班界、林班界及び見透線界（民有林 1151 林班 1-1 小班と 2 小班的交点と 1150 林班 3-1 小班と 2 小班的交点）に変更する。	- 〔国 公 私〕

番号	区分	内容	名称	変更部分の区域	変更理由	面積 (ha)
12 【主3】 【副5】	—	凡例の修正	伊勢神宮 内宮・神宮 宮域林	伊勢市 宇治今在家町	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を土地所有別界から土地所有別（私・私）界に変更する。	- 〔国 公 私〕
13	—	—	見江島	度会郡南伊勢町 道行竈地先海岸、地先 島しょ及び地先岩礁 の一部	地先に位置する海岸、島しょ及び岩礁について、公園計画 上においてこれまでの取扱いの明確化を図り、汀線界とする もの。	- 〔国 公 私〕
14	—	—	弁天島	度会郡南伊勢町 神前浦地先海岸、島し ょ及び地先岩礁の一部	地先に位置する海岸、島しょ及び岩礁について、公園計画 上においてこれまでの取扱いの明確化を図り、汀線界とする もの。	- 〔国 公 私〕
15	—	—	半島・島し ょ群	度会郡南伊勢町 小方竈、神前浦、河内、 贅浦及び方座浦地先 海岸、地先島しょ及び 地先岩礁の一部	地先に位置する海岸、島しょ及び岩礁について、公園計画 上においてこれまでの取扱いの明確化を図り、汀線界とする もの。	- 〔国 公 私〕

	変更部分面積計	△1 国0 公0 私△1
	変更前特別保護地区面積（※）	999 (1, 003) 国0 (0) 公21 (0) 私978 (1, 003)
	変更後特別保護地区面積	998 国0 公21 私977

（※）区域の精査及びGISソフトを用いた面積の再計算後の数値であり、括弧内は変更前の公園計画書に記載された数値である。

(イ) 第1種特別地域

第1種特別地域の区域の一部を次のとおり変更する。

(表 7：第1種特別地域変更表)

番号	区分	内容	名称	変更部分の区域	変更理由	面積 (ha)
16 【主4】 【副6】	拡張	第3種特別地域からの振替	船越大池	志摩市 大王町船越	海跡湖である船越大池には、テツホシダ、ヒメハシゴシダ、トキソウ、ハマカンゾウ、ハマオモト等の希少植物が生育しており、三重県内でも特に希少な生態系が残っていることから、その集水域を含め厳正な保全を図る必要があるため第1種特別地域に振り替える。	18 〔国 0〕 〔公 5〕 〔私 13〕
17 【主5】 【副7】	削除	特別地域の縮小	伊勢神宮・ 神宮宮域 林	伊勢市 豊川町	公園区域の明確化を図るため、区域線を変更することに伴い、公園区域を削除する。	△1 〔国 0〕 〔公 0〕 〔私 △1〕
18 【主6】	—	凡例の修正	伊勢神宮・ 神宮宮域 林	伊勢市 宇治今在家町、前山町 及び宇治浦田町	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を土地所有別界から土地所有別（私・私）界に変更する。	— 〔国 —〕 〔公 —〕 〔私 —〕
19 【主6】 【副8】	—	凡例の修正	伊勢神宮・ 神宮宮域 林	伊勢市 宇治今在家町	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を土地所有別界から土地所有別（私・私）界に変更する。	— 〔国 —〕 〔公 —〕 〔私 —〕
20 【主6】 【副9】	—	凡例の修正	伊勢神宮・ 神宮宮域 林	伊勢市 宇治今在家町及び宇 治浦田町	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を林班界及び地目界から林班界、道路敷（除）界及び地番界に変更する。	— 〔国 —〕 〔公 —〕 〔私 —〕

番号	区分	内容	名称	変更部分の区域	変更理由	面積 (ha)
21 【主6】	—	凡例の修正	伊勢神宮・ 神 宮 宮 域 林	伊勢市 宇治館町及び朝熊町	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を稜線界から林班界に変更する。	- 〔 国 公 私 〕
22 【主6】	—	凡例の修正	伊勢神宮・ 神 宮 宮 域 林	伊勢市 宇治館町	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を河川敷（除）界から河川敷（除）界及び谷界に変更する。	- 〔 国 公 私 〕
23 【主6】	—	凡例の修正	伊勢神宮・ 神 宮 宮 域 林	伊勢市 宇治館町	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を小班界から小班界及び見透線界（民有林 1186 林班 1 小班と 2 小班的交点と 1187 林班 1 小班と 7 小班的交点）に変更する。	- 〔 国 公 私 〕
24 【主6】	—	凡例の修正	伊勢神宮・ 神 宮 宮 域 林	伊勢市 宇治館町	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を小班界から小班界及び林班界に変更する。	- 〔 国 公 私 〕
25 【主7】	—	凡例の修正	伊勢神宮・ 神 宮 宮 域 林	伊勢市 宇治館町	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を小班界から小班界及び林班界に変更する。	- 〔 国 公 私 〕
26 【主7】	—	凡例の修正	伊勢神宮・ 神 宮 宮 域 林	伊勢市 宇治今在家町	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を土地所有別界から土地所有別（私・私）界に変更する。	- 〔 国 公 私 〕

番号	区分	内容	名称	変更部分の区域	変更理由	面積 (ha)
27 【主7】	—	凡例の修正	伊勢神宮・ 神 宮 宮 域 林	伊勢市 宇治今在家町	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を小班界から小班界及び林班界に変更する。	- 〔 国 公 私 〕
28 【主7】	—	凡例の修正	伊勢神宮・ 神 宮 宮 域 林	伊勢市 宇治今在家町	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を林班界から小班界及び林班界に変更する。	- 〔 国 公 私 〕
29 【主7】	—	凡例の修正	伊勢神宮・ 神 宮 宮 域 林	伊勢市 宇治今在家町	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を土地所有別界から土地所有別（私・私）界に変更する。	- 〔 国 公 私 〕
30 【主7】	—	凡例の修正	伊勢神宮・ 神 宮 宮 域 林	志摩市 磯部町恵利原	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を稜線界から林班界及び稜線界に変更する。	- 〔 国 公 私 〕
31 【主8】	—	凡例の修正	日和浜 参宮浜	志摩市 志摩町越賀及び御座	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を土地所有別界から土地所有別（私・私）界に変更する。	- 〔 国 公 私 〕
32 【主9】	—	凡例の修正	島しょ・海 岸 沿 線 地 域	度会郡南伊勢町 礪浦	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を地形界（崖上）から北緯 34 度 18 分 30 秒、東経 136 度 40 分 4 秒と北緯 34 度 18 分 32 秒、東経 136 度 40 分 1 秒を結ぶ線界に変更する。	- 〔 国 公 私 〕

番号	区分	内容	名称	変更部分の区域	変更理由	面積 (ha)
33 【主 9】 【副 10】	—	凡例の修正	島しょ・海岸沿線地域	度会郡南伊勢町 相賀浦	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を道路敷（除）界から小班界、林班界及び見透線界（民有林 1003 林班 1 小班と 2-1 小班的交点から真南に汀線まで結ぶ線）に変更する。	- 〔国 公 私〕
34	—	—	二見浦	伊勢市 二見町江地先海岸、地先島しょ及び地先岩礁の一部	地先に位置する海岸、島しょ及び岩礁について、公園計画 上においてこれまでの取扱いの明確化を図り、汀線界とする もの。	- 〔国 公 私〕
35	—	—	神島	鳥羽市 神島町地先海岸、地先島しょ及び地先岩礁の一部	地先に位置する海岸、島しょ及び岩礁について、公園計画 上においてこれまでの取扱いの明確化を図り、汀線界とする もの。	- 〔国 公 私〕
36	—	—	和具大島 和具小島	志摩市 志摩町布施田及び志摩町和具地先海岸、地先島しょ及び地先岩礁の一部	地先に位置する海岸、島しょ及び岩礁について、公園計画 上においてこれまでの取扱いの明確化を図り、汀線界とする もの。	- 〔国 公 私〕
37	—	—	御座黒森	志摩市 志摩町御座地先海岸、地先島しょ及び地先岩礁の一部	地先に位置する海岸、島しょ及び岩礁について、公園計画 上においてこれまでの取扱いの明確化を図り、汀線界とする もの。	- 〔国 公 私〕

番号	区分	内容	名称	変更部分の区域	変更理由	面積 (ha)
38	—	—	日和浜 参宮浜	志摩市 志摩町越賀及び御座 地先海岸、地先島しょ 及び地先岩礁の一部	地先に位置する海岸、島しょ及び岩礁について、公園計画 上においてこれまでの取扱いの明確化を図り、汀線界とする もの。	- 〔 国 公 私 - - - 〕
39	—	—	島しょ・海 岸 沿 線 地 域	度会郡南伊勢町 阿曾浦、相賀浦、大方 竈、小方竈、神前浦、 礪浦、新桑竈、宿浦、 中津浜浦、東宮、方座 浦及び道方竈の地先 海岸、地先島しょ及び 地先岩礁の一部	地先に位置する海岸、島しょ及び岩礁について、公園計画 上においてこれまでの取扱いの明確化を図り、汀線界とする もの。	- 〔 国 公 私 - - - 〕

	変更部分面積計	17 〔国 0〕 〔公 5〕 〔私 12〕
	変更前第1種特別地域面積（※）	1,157 (1,128) 〔国 9〕 〔公 (7) 42〕 〔私 (12) 1,106〕 〔 (1,109) 〕
	変更後第1種特別地域面積	1,174 〔国 9〕 〔公 47〕 〔私 1,118〕

（※）区域の精査及びGISソフトを用いた面積の再計算後の数値であり、括弧内は変更前の公園計画書に記載された数値である。

(ウ) 第2種特別地域

第2種特別地域の区域の一部を次のとおり変更する。

(表 8：第2種特別地域変更表)

番号	区分	内容	名称	変更部分の区域	変更理由	面積 (ha)
40 【主17】	拡張	第3種特別地域からの振替	座佐池	度会郡南伊勢町 新桑竈	2つの海跡湖からなる座佐池^{ざさいけ}には、ハマナツメ、チョウジソウ、ハマボウ、モロコシソウ等の希少植物が生育している。その集水域においても、スギ・ヒノキ植林、センダン群落、トベラーウバメガシ群集の中にチャボホトトギス等の希少植物が見られる。 また、三重県レッドデータブック2015において、座佐池周辺一体が希少野生動植物主要生息生育地とされており、池と集水域の生態系を一体的に保全していく必要があるため、第2種特別地域に振り替える。	249 〔国 0〕 〔公 0〕 〔私 249〕
41 【主10】 【副11】	—	凡例の修正	伊勢神宮 宮域林	伊勢市 宇治今在家町	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を水路敷(除)界と定義する。	— 〔国 —〕 〔公 —〕 〔私 —〕
42 【主10】	—	凡例の修正	伊勢神宮 宮域林	伊勢市 前山町及び上野町	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を土地所有別界から土地所有別(私・私)界に変更する。	— 〔国 —〕 〔公 —〕 〔私 —〕

番号	区分	内容	名称	変更部分の区域	変更理由	面積 (ha)
43 【主 11】	—	凡例の修正	伊 勢 神 宮 宮域林	伊勢市 宇治今在家町	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を土地所有 別界から土地所有別（私・私）界に変更する。	- 〔 国 公 私 - 〕
44 【主 11】	—	凡例の修正	伊 勢 神 宮 宮域林	伊勢市 宇治今在家町	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を土地所有 別界から土地所有別（私・私）界に変更する。	- 〔 国 公 私 - 〕
45 【主 11】	—	凡例の修正	伊 勢 神 宮 宮域林	伊勢市 宇治今在家町、宇治館 町	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を土地所有 別界から土地所有別（私・私）界に変更する。	- 〔 国 公 私 - 〕
46 【主 11】	—	凡例の修正	伊 勢 神 宮 宮域林	伊勢市 宇治館町	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を土地所有 別界から土地所有別（私・私）界に変更する。	- 〔 国 公 私 - 〕
47 【主 11】	—	凡例の修正	伊 勢 神 宮 宮域林	伊勢市 宇治館町	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を土地所有 別界から土地所有別（私・私）界に変更する。	- 〔 国 公 私 - 〕
48 【主 12】	—	凡例の修正	横輪川	伊勢市 横輪町及び矢持町	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を河川敷 （除）界から河川敷（含）界に変更する。	- 〔 国 公 私 - 〕

番号	区分	内容	名称	変更部分の区域	変更理由	面積 (ha)
49 【主 12】	—	凡例の修正	横輪川	伊勢市 横輪町及び矢持町	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を河川敷（除）界から河川敷（含）界に変更する。	- 〔 国 公 私 - 〕
50 【主 13】 【副 12】	—	凡例の修正	横山	志摩市 浜島町迫子	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を道路敷（除）界から道路敷（除）界、河川敷（除）界、見透線界（河川合流点と小班角を結ぶ線）、小班界、谷界、見透線界（谷と道路の交点と民有林 1029 林班 16 小班と 17 小班的交点）、等高線 70m 線界及び地番界に変更する。	- 〔 国 公 私 - 〕
51 【主 14】	—	凡例の修正	広の浜	志摩市 志摩町和具	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を土地所有別界から土地所有別（公・私）界に変更する。	- 〔 国 公 私 - 〕
52 【主 15】	—	凡例の修正	南伊勢島 しよ・海岸 沿線地域	度会郡南伊勢町 中津浜浦	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を沢界から水路敷（除）界に変更する。	- 〔 国 公 私 - 〕
53 【主 15】 【副 13】	—	凡例の修正	南伊勢島 しよ・海岸 沿線地域	度会郡南伊勢町 礪浦	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を地目界から地類界（樹林・宅地）、堤防敷（含）界及び小班界に変更する。	- 〔 国 公 私 - 〕
54 【主 16】 【副 14】	—	凡例の修正	南伊勢島 しよ・海岸 沿線地域	度会郡南伊勢町 阿曾浦	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を地目界から小班界及び見透線界（小班界交点と工作物屈折点）に変更する。	- 〔 国 公 私 - 〕

番号	区分	内容	名称	変更部分の区域	変更理由	面積 (ha)
55 【主 16】 【副 15】	—	凡例の修正	南伊勢島 しょ・海岸 沿線地域	度会郡南伊勢町 道行竈	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を地目界から小班界に変更する。	— 〔国 公 私〕
56 【主 16】 【副 16】	—	凡例の修正	南伊勢島 しょ・海岸 沿線地域	度会郡南伊勢町 贅浦	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を汀線界から地番界、道路敷（除）界、小班界及び汀線界に変更する。	— 〔国 公 私〕
57 【主 16】	—	凡例の修正	南伊勢島 しょ・海岸 沿線地域	度会郡南伊勢町 道行竈及び東宮	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を汀線界から道路敷（除）界及び汀線界に変更する。	— 〔国 公 私〕
58 【主 17】 【副 17】	—	凡例の修正	南伊勢島 しょ・海岸 沿線地域	度会郡南伊勢町 方座浦	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を汀線界から汀線界及び道路敷（含）界に変更する。	— 〔国 公 私〕
59 【主 17】	—	凡例の修正	南伊勢島 しょ・海岸 沿線地域	度会郡南伊勢町 小方竈	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を稜線界から稜線界及び谷界に変更する。	— 〔国 公 私〕
60	—	—	二見浦・神 前岬	伊勢市 二見町松下地先海岸、 地先島しょ及び地先 岩礁の一部	地先に位置する海岸、島しょ及び岩礁について、公園計画 上においてこれまでの取扱いの明確化を図り、汀線界とする もの。	— 〔国 公 私〕

番号	区分	内容	名称	変更部分の区域	変更理由	面積 (ha)
61	—	—	鳥羽離島・沿岸	鳥羽市 安楽島町、答志町及び 桃取町地先海岸、地先 島しょ及び地先岩礁 の一部	地先に位置する海岸、島しょ及び岩礁について、公園計画 上においてこれまでの取扱いの明確化を図り、汀線界とする もの。	— 〔 国 公 私 〕
62	—	—	英 虞 湾 島 しょ	志摩市 阿児町鵜方、阿児町神 明、阿児町立神、志摩 町片田、志摩町越賀、 志摩町御座、志摩町布 施田及び志摩町和具 地先海岸、地先島しょ 及び地先岩礁の一部	地先に位置する海岸、島しょ及び岩礁について、公園計画 上においてこれまでの取扱いの明確化を図り、汀線界とする もの。	— 〔 国 公 私 〕
63	—	—	浜島南張	志摩市 浜島町南張及び浜島 町浜島地先海岸、地先 島しょ及び地先岩礁 の一部	地先に位置する海岸、島しょ及び岩礁について、公園計画 上においてこれまでの取扱いの明確化を図り、汀線界とする もの。	— 〔 国 公 私 〕

64	—	—	南伊勢島 しょ・海岸 沿線地域	度会郡南伊勢町 阿曾浦、泉、相賀浦、 大江、大方竈、小方竈、 神前浦、木谷、河内、 五ヶ所浦、礫浦、槌柄 浦、田曾浦、東宮、中 津浜浦、贅浦、迫間浦、 飯満、船越、方座浦、 道方及び道方竈地先 海岸、地先島しょ及び 地先岩礁の一部	地先に位置する海岸、島しょ及び岩礁について、公園計画 上においてこれまでの取扱いの明確化を図り、汀線界とする もの。	— 〔国 公 私〕
					変更部分面積計	249 〔国 公 私〕
					変更前第2種特別地域面積（※）	7,109 (6,600) 〔国 公 私〕
					変更後第2種特別地域面積	7,358 〔国 公 私〕

（※）区域の精査及びGISソフトを用いた面積の再計算後の数値であり、括弧内は変更前の公園計画書に記載された数値である。

(エ) 第3種特別地域

第3種特別地域の区域の一部を次のとおり変更する。

(表 9：第3種特別地域変更表)

番号	区分	内容	名称	変更部分の区域	変更理由	面積 (ha)
65 【主 23】 【副 24】	拡張	普通地域からの振替	青峯山	志摩市 磯部町五知、沓掛及び 山田	シイ・カシ二次林、ウバメガシ二次林、モチツツジ・アカマツ群集、スギ・ヒノキ植林等が分布する一帯で、鳥羽市・志摩市間の主要な動線である国道 167 号・近鉄志摩線からは、一面に広がる森林やシロ岩の巨大な岩の露出がみられ、良好な景観が眺望できる。また、林内を通り正福寺に至る歩道は、近畿自然歩道線道路（歩道）に位置づけられており、良好な自然景観の保全を図りながら適正な利用の推進を図る必要があるため第3種特別地域に振り替える。	145 〔国 0〕 〔公 29〕 〔私 116〕
66 【主 29】 【副 34・35】	拡張	普通地域からの振替	英虞湾沿岸・ 賢島	志摩市 浜島町迫子及び浜島	宿舎利用者に快適な利用環境を提供することを目的にタブノキ、ウバメガシ等の常緑広葉樹林が残されており、周辺地域と一体に良好な自然景観の保全を図りながら適正な利用の推進を図る必要があるため第3種特別地域に振り替える。	61 〔国 0〕 〔公 0〕 〔私 61〕
16 【主 4】 【副 6】	削除	第1種特別地域への振替	志摩半島東 部海岸及び 島しょ	志摩市 大王町船越	海跡湖である船越大池には、テツホシダ、ヒメハシゴシダ、トキソウ、ハマカンゾウ、ハマオモト等の希少植物が生育しており、三重県内でも特に希少な生態系が残っていることから、その集水域を含め厳正な保全を図る必要があるため第1種特別地域に振り替える。	△18 〔国 0〕 〔公 △5〕 〔私 △13〕

番号	区分	内容	名称	変更部分の区域	変更理由	面積 (ha)
40 【主 17】	削除	第 2 種 特 別 地 域 へ の 振 替	南伊勢沿岸	度会郡南伊勢町 新桑竈	2つの海跡湖からなる座佐池には、ハマナツメ、チョウジソウ、ハマボウ、モロコシソウ等の希少植物が生育している。その集水域においても、スギ・ヒノキ植林、センダン群落、トベラーウバメガシ群集の中にチャボホトトギス等の希少植物が見られる。 また、三重県レッドデータブック 2015 において、座佐池周辺一体が希少野生動植物主要生息生育地とされており、池と集水域の生態系を一体的に保全していく必要があるため、第2種特別地域に振り替える。	△249 〔 国 0 〕 〔 公 0 〕 〔 私 △249 〕
67 【主 18】 【副 19】	—	凡例の修正	二見浦・松下	伊勢市 二見町今一色	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を道路敷（除）界から見透線界（北緯 34 度 31 分 26 秒、東経 136 度 45 分 15 秒と道路敷（除）屈折点）及び道路敷（除）界に変更する。	— 〔 国 — 〕 〔 公 — 〕 〔 私 — 〕
68 【主 18】	—	凡例の修正	二見浦・松下	伊勢市 二見町松下	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を地目界から地番界に変更する。	— 〔 国 — 〕 〔 公 — 〕 〔 私 — 〕
69 【主 18】 【副 20】	—	凡例の修正	二見浦・松下	伊勢市 二見町松下	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を地目界から地番界に変更する。	— 〔 国 — 〕 〔 公 — 〕 〔 私 — 〕

番号	区分	内容	名称	変更部分の区域	変更理由	面積 (ha)
70 【主 18】 【副 20】	—	凡例の修正	二見浦・松下	伊勢市 二見町松下	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を道路敷（除）界から見透線界（北緯 34 度 29 分 31 秒、東経 136 度 48 分 45 秒から道路敷（除）まで真西に引いた線）及び道路敷（除）界に変更する。	- 〔 国 公 私 - - - 〕
71 【主 19】 【副 21】	—	凡例の修正	朝熊山山麓	伊勢市 朝熊町	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を稜線界から稜線界、林班界及び見透線界（民有林 1010 林班 30 小班角と 1023 林班 32 小班と 33 小班的交点を結んだ線）に変更する。	- 〔 国 公 私 - - - 〕
72 【主 19】 【副 21】	—	凡例の修正	朝熊山山麓	伊勢市 朝熊町	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を林班界から河川敷（除）界及び林班界に変更する。	- 〔 国 公 私 - - - 〕
73 【主 19】 【副 22】	—	凡例の修正	朝熊山山麓	伊勢市 朝熊町及び一字田町	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を小班界から見透線界（北緯 34 度 28 分 22 秒、東経 136 度 45 分 55 秒と民有林 1025 林班 15 小班と 16 小班的交点）、小班界、林班界、見透線界（民有林 1027 林班 8-2 小班角と 8-2 小班角）、見透線界（民有林 1027 林班 104-1 小班と 104 小班的交点と 1028 林班 26 小班角）及び、見透線界（民有林 1028 林班 111 小班角と 1029 林班 52 小班角）に変更する。	- 〔 国 公 私 - - - 〕
74 【主 20】	—	凡例の修正	伊勢神宮周 辺域	伊勢市 藤里町	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を土地所有別界から土地所有別（私・私）界に変更する。	- 〔 国 公 私 - - - 〕

番号	区分	内容	名称	変更部分の区域	変更理由	面積 (ha)
75 【主 18】 【副 18】	—	凡例の修正	鳥羽離島・小 浜半島	鳥羽市 桃取町	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を小班界から小班界、林班界及び道路敷（除）界に変更する。	- 〔 国 公 私 - - - 〕
76 【主 19】	—	凡例の修正	朝熊山山麓	鳥羽市 堅神町	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を河川敷（除）界から河川敷（除）界及び谷界に変更する。	- 〔 国 公 私 - - - 〕
77 【主 21】 【副 23】	—	凡例の修正	志摩半島東 部海岸及び 島しょ	鳥羽市 浦村町	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を稜線界から稜線界及び道路敷（除）界に変更する。	- 〔 国 公 私 - - - 〕
78 【主 22】	—	凡例の修正	伊勢神宮周 辺域	鳥羽市 河内町	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を沢界から谷界及び沢界に変更する。	- 〔 国 公 私 - - - 〕
79 【主 22】	—	凡例の修正	伊勢神宮周 辺域	鳥羽市 河内町	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を道路敷（除）界から歩道敷（含）界、地類界（樹林・その他）及び道路敷（除）界に変更する。	- 〔 国 公 私 - - - 〕
80 【主 22】	—	凡例の修正	青峯山	鳥羽市 松尾町	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を道路敷（除）界から水路敷（除）界及び道路敷（除）界に変更する。	- 〔 国 公 私 - - - 〕

番号	区分	内容	名称	変更部分の区域	変更理由	面積 (ha)
81 【主 25】 【副 25】	—	凡例の修正	志摩半島東部海岸及び島しょ	鳥羽市 相差町	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を稜線界から稜線界及び稜線延長線界に変更する。	- 〔 国 公 私 - 〕
82 【主 25】 【副 26】	—	凡例の修正	志摩半島東部海岸及び島しょ	鳥羽市 国崎町	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を稜線界から稜線末端から汀線に垂直な線界及び稜線界に変更する。	- 〔 国 公 私 - 〕
83 【主 25】 【副 27】	—	凡例の修正	志摩半島東部海岸及び島しょ	鳥羽市 相差町	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を汀線から 50m線界から汀線から 50m線界及び小班界に変更する。	- 〔 国 公 私 - 〕
84 【主 25】 【副 27】	—	凡例の修正	志摩半島東部海岸及び島しょ	鳥羽市 相差町	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を稜線界から小班界延長線界に変更する。	- 〔 国 公 私 - 〕
85 【主 25】 【副 28】	—	凡例の修正	志摩半島東部海岸及び島しょ	鳥羽市 畔蛸町	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を稜線界から地類界（樹林・その他）及び稜線界に変更する。	- 〔 国 公 私 - 〕
86 【主 25】	—	凡例の修正	志摩半島東部海岸及び島しょ	志摩市 磯部町の矢	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を字界から小字界に変更する。	- 〔 国 公 私 - 〕

番号	区分	内容	名称	変更部分の区域	変更理由	面積 (ha)
87 【主 25】	—	凡例の修正	志摩半島東部海岸及び島しょ	志摩市 磯部町渡鹿野	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を字界から小字界に変更する。	- 〔国 公 私〕
88 【主 25】 【副 29】	—	凡例の修正	志摩半島東部海岸及び島しょ	志摩市 阿児町安乗	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を字界から小字界、大字界及び見透線界（小字界と汀線屈折点）に変更する。	- 〔国 公 私〕
89 【主 25】	—	凡例の修正	志摩半島東部海岸及び島しょ	志摩市 阿児町安乗	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を字界から小字界に変更する。	- 〔国 公 私〕
90 【主 25】	—	凡例の修正	志摩半島東部海岸及び島しょ	志摩市 阿児町安乗	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を字界から大字界に変更する。	- 〔国 公 私〕
91 【主 26】	—	凡例の修正	志摩半島東部海岸及び島しょ	志摩市 阿児町甲賀	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を堤防敷（含）界及び道路敷（除）界から堤防敷（含）界に変更する。	- 〔国 公 私〕
92 【主 26】	—	凡例の修正	志摩半島東部海岸及び島しょ	志摩市 阿児町安乗、国府及び甲賀	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を道路敷（除）界、堤防敷（含）界、汀線界及び国立公園区域界から道路敷（除）界、堤防敷（除）界、汀線界（地先岩礁部含む）、見透線界（堤防屈折点と堤防反対端）及び堤防敷（含）界に変更する。	- 〔国 公 私〕

番号	区分	内容	名称	変更部分の区域	変更理由	面積 (ha)
93 【主 27】	—	凡例の修正	志摩半島東 部海岸及び 島しょ	志摩市 阿児町志島	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を字界から小字界に変更する。	- 〔 国 公 私 - 〕
94 【主 27】	—	凡例の修正	志摩半島東 部海岸及び 島しょ	志摩市 大王町畔名	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を字界から小字界に変更する。	- 〔 国 公 私 - 〕
95 【主 27】	—	凡例の修正	志摩半島東 部海岸及び 島しょ	志摩市 大王町名田	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を道路敷（除）界から地番界及び道路敷（除）界に変更する。	- 〔 国 公 私 - 〕
96 【主 27】 【副 30】	—	凡例の修正	志摩半島東 部海岸及び 島しょ	志摩市 大王町波切	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を国有地界から地番界及び道路敷（除）界に変更する。	- 〔 国 公 私 - 〕
97 【主 27】	—	凡例の修正	英虞湾沿岸・ 賢島	志摩市 阿児町立神	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を字界から小字界に変更する。	- 〔 国 公 私 - 〕
98 【主 27】	—	凡例の修正	英虞湾沿岸・ 賢島	志摩市 阿児町立神	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を字界から小字界に変更する。	- 〔 国 公 私 - 〕

番号	区分	内容	名称	変更部分の区域	変更理由	面積 (ha)
99 【主 28】 【副 31】	—	凡例の修正	志摩半島東 部海岸及び 島しょ	志摩市 志摩町片田	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を堤防敷 (含) 界から堤防敷 (含) 界及び地類界 (樹林・その他) に変更する。	- 〔 国 公 私 - 〕
100 【主 28】 【副 31】	—	凡例の修正	志摩半島東 部海岸及び 島しょ	志摩市 志摩町片田	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を道路敷 (除) 界から道路敷 (除) 界及び堤防敷 (除) 界に変更す る。	- 〔 国 公 私 - 〕
101 【主 28】	—	凡例の修正	志摩半島東 部海岸及び 島しょ	志摩市 志摩町和具及び布施 田	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を道路敷 (除) 界から道路敷 (除) 界及び地番界に変更する。	- 〔 国 公 私 - 〕
102 【主 28】	—	凡例の修正	英虞湾沿岸・ 賢島	志摩市 志摩町御座	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を道路敷 (除) 界から石垣 (除) 界及び道路敷 (除) 界に変更する。	- 〔 国 公 私 - 〕
103 【主 28】 【副 32】	—	凡例の修正	英虞湾沿岸・ 賢島	志摩市 志摩町越賀	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を道路敷 (除) 界から道路敷 (除) 界及び見透線界 (道路末端と護 岸屈折点) に変更する。	- 〔 国 公 私 - 〕
104 【主 28】 【副 32】	—	凡例の修正	英虞湾沿岸・ 賢島	志摩市 志摩町和具	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を道路敷 (除) 界から見透線界 (汀線屈折点と民有林 3003 林班 44 小班角)、小班界及び道路敷 (除) 界に変更する。	- 〔 国 公 私 - 〕

番号	区分	内容	名称	変更部分の区域	変更理由	面積 (ha)
105 【主 28】	—	凡例の修正	英虞湾沿岸・ 賢島	志摩市 志摩町布施田	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を道路敷 (除) 界から道路敷 (除) 界及び谷界に変更する。	- 〔 国 公 私 - - - 〕
106 【主 28】	—	凡例の修正	英虞湾沿岸・ 賢島	志摩市 志摩町片田	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を道路敷 (除) 界から道路敷 (除) 界及び北緯 34 度 15 分 45 秒、 東経 136 度 50 分 5 秒と北緯 34 度 15 分 42 秒、東経 136 度 50 分 4 秒を結ぶ線に変更する。	- 〔 国 公 私 - - - 〕
107 【主 28】 【副 33】	—	凡例の修正	英虞湾沿岸・ 賢島	志摩市 志摩町片田	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を道路敷 (除) 界から道路敷 (除) 界、地番界及び見透線界 (道路 交点と汀線屈折点) に変更する。	- 〔 国 公 私 - - - 〕
108 【主 29】	—	凡例の修正	英虞湾沿岸・ 賢島	志摩市 阿児町神明	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を汀線界 から汀線界、地番界及び汀線界 (地先岩礁部含む) に変更 する。	- 〔 国 公 私 - - - 〕
109 【主 29】 【副 36】	—	凡例の修正	英虞湾沿岸・ 賢島	志摩市 阿児町神明	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を地番界 から小班界に変更する。	- 〔 国 公 私 - - - 〕
110 【主 29】	—	凡例の修正	英虞湾沿岸・ 賢島	志摩市 阿児町神明	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を水路敷 (除) 界から水路敷 (除) 界及び地番界に変更する。	- 〔 国 公 私 - - - 〕

番号	区分	内容	名称	変更部分の区域	変更理由	面積 (ha)
111 【主 29】	—	凡例の修正	英虞湾沿岸・ 賢島	志摩市 阿児町鵜方及び浜島 町迫子	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を道路敷 (除) 界及び汀線界から道路敷 (除) 界及び汀線界に変更 する。	- 〔 国 公 私 - - - 〕
112 【主 29】	—	凡例の修正	英虞湾沿岸・ 賢島	志摩市 浜島町迫子	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を地目界 から地番界に変更する。	- 〔 国 公 私 - - - 〕
113 【主 29】	—	凡例の修正	英虞湾沿岸・ 賢島	志摩市 浜島町迫子	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を道路敷 (除) 界から道路敷 (除) 界及び地番界に変更する。	- 〔 国 公 私 - - - 〕
114 【主 30】 【副 40】	—	凡例の修正	南伊勢沿岸	志摩市 浜島町南張	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を河川敷 (除) 界から河川敷 (除) 界及び見透線界 (北緯 34 度 18 分 15 秒、東経 136 度 43 分 3 秒と民有林 1001 林班 20 小 班角) に変更する。	- 〔 国 公 私 - - - 〕
115 【主 30】 【副 41】	—	凡例の修正	南伊勢沿岸	志摩市 浜島町南張	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を地目界 から林班界、地類界 (その他・宅地)、道路敷 (除) 界及 び小班界に変更する。	- 〔 国 公 私 - - - 〕
116 【主 30】 【副 37】	—	凡例の修正	南伊勢沿岸	度会郡南伊勢町 泉	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を道路敷 (除) 界から見透線界 (北緯 34 度 20 分 37 秒、東経 136 度 43 分 22 秒と道路敷 (除) 屈折点) 及び道路敷 (除) 界 に変更する。	- 〔 国 公 私 - - - 〕

番号	区分	内容	名称	変更部分の区域	変更理由	面積 (ha)
117 【主 30】 【副 37】	—	凡例の修正	南伊勢沿岸	度会郡南伊勢町 下津浦及び神津左	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を稜線界から見透線界（稜線末端から真西に汀線まで結ぶ線）、稜線界、見透線界（稜線末端と橋梁末端）及び見透線界（橋梁末端と汀線屈折点）に変更する。	- 〔国 公 私〕
118 【主 30】 【副 38】	—	凡例の修正	南伊勢沿岸	度会郡南伊勢町 下津浦	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を地目界から林班界、見透線界（民有林 1146 林班 20 小班角と 20 小班と 22 小班的交点）、地番界、道路敷（除）界、地形界（崖下）及び小班界に変更する。	- 〔国 公 私〕
119 【主 30】	—	凡例の修正	南伊勢沿岸	度会郡南伊勢町 木谷	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を地目界から林班界に変更する。	- 〔国 公 私〕
120 【主 30】 【副 39】	—	凡例の修正	南伊勢沿岸	度会郡南伊勢町 宿浦及び田曾浦	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を地目界から林班界、小班界、見透線界（民有林 1158 林班 6 小班角と地番角）、地番界及び道路敷（除）界に変更する。	- 〔国 公 私〕
121 【主 30】 【副 38】	—	凡例の修正	南伊勢沿岸	度会郡南伊勢町 下津浦	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を水路敷（除）界となっているが不明瞭であるため、道路敷（除）界、水路敷（除）界及び見透線界（水路敷角と汀線角）に変更する。	- 〔国 公 私〕
122 【主 31】 【副 42】	—	凡例の修正	南伊勢沿岸	度会郡南伊勢町 内瀬	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を地目界から道路敷（除）界及び林班界に変更する。	- 〔国 公 私〕

番号	区分	内容	名称	変更部分の区域	変更理由	面積 (ha)
123 【主 31】 【副 43】	—	凡例の修正	南伊勢沿岸	度会郡南伊勢町 伊勢路	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を地目界から林班界、地類界（樹林・その他）、道路敷（除）界及び小班界に変更する。	- 〔 国 公 私 - - - 〕
124 【主 31】 【副 44】	—	凡例の修正	南伊勢沿岸	度会郡南伊勢町 伊勢路	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を地目界から小班界及び林班界に変更する。	- 〔 国 公 私 - - - 〕
125 【主 31】 【副 45】	—	凡例の修正	南伊勢沿岸	度会郡南伊勢町 迫間浦	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を道路敷（除）界から林班界及び道路敷（除）界に変更する。	- 〔 国 公 私 - - - 〕
126 【主 31】 【副 45】	—	凡例の修正	南伊勢沿岸	度会郡南伊勢町 迫間浦	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を地目界から林班界に変更する。	- 〔 国 公 私 - - - 〕
127 【主 32】 【副 46】	—	凡例の修正	南伊勢沿岸	度会郡南伊勢町 阿曽浦	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を地目界から地番界、道路敷（除）界、地類界（樹林・宅地）に変更する。	- 〔 国 公 私 - - - 〕
128 【主 32】 【副 47】	—	凡例の修正	南伊勢沿岸	度会郡南伊勢町 大方竈	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を地目界から地番界、見透線界（地番角と地番角）、道路敷（除）界に変更する。	- 〔 国 公 私 - - - 〕

番号	区分	内容	名称	変更部分の区域	変更理由	面積 (ha)
129 【主 24】	—	凡例の修正	南伊勢沿岸	度会郡南伊勢町 切原	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を沢界から沢界及び谷界に変更する。	- 〔 国 公 私 - - - 〕
130	—	—	鳥羽離島・小 浜半島	鳥羽市 小浜町、神島町、坂手 町、菅島町、答志町及 び桃取町地先海岸、地 先島しょ及び地先岩 礁の一部	地先に位置する海岸、島しょ及び岩礁について、公園計 画上においてこれまでの取扱いの明確化を図り、汀線界と するもの。	- 〔 国 公 私 - - - 〕
131	—	—	志摩半島東 部海岸及び 島しょ	鳥羽市 畔蛸町、石鏡町、浦村 町、相差町、堅子町、 国崎町及び千賀町 志摩市 阿児町（安乗、国府、 甲賀、志島）、磯部町 （的矢、渡鹿野）志摩 町（片田、越賀、御座、 布施田、和具）、大王町 （畔名、波切、名田、 船越）地先海岸、地先 島しょ及び地先岩礁 の一部	地先に位置する海岸、島しょ及び岩礁について、公園計 画上においてこれまでの取扱いの明確化を図り、汀線界と するもの。	- 〔 国 公 私 - - - 〕

番号	区分	内容	名称	変更部分の区域	変更理由	面積 (ha)
132	—	—	英虞湾沿岸・ 賢島	志摩市 阿児町（鵜方、神明、 立神）、志摩町（片田、 御座、布施田、和具）、 大王町（波切、船越、 浜島町（迫子、浜島） 地先海岸、地先島しょ 及び地先岩礁の一部	地先に位置する海岸、島しょ及び岩礁について、公園計 画上においてこれまでの取扱いの明確化を図り、汀線界と するもの。	— 〔 国 — 公 — 私 — 〕
133	—	—	南伊勢沿岸	志摩市 浜島町南張 度会郡南伊勢町 阿曽浦、泉、伊勢路、 相賀浦、大方竈、小方 竈、押渕、木谷、切原、 五ヶ所浦、古和浦、神 津左、斎田、礪浦、新 桑竈、下津浦、宿浦、 田曾浦、棚橋竈、内瀬、 中津浜浦、迫間浦、飯 満、船越及び道方竈地 先海岸、地先島しょ及 び地先岩礁の一部	地先に位置する海岸、島しょ及び岩礁について、公園計 画上においてこれまでの取扱いの明確化を図り、汀線界と するもの。	— 〔 国 — 公 — 私 — 〕

番号	区分	内容	名称	変更部分の区域	変更理由	面積 (ha)
					変更部分面積計	$\Delta 61$ [国 0] [公 24] [私 $\Delta 85$]
					変更前第3種特別地域面積 (※)	9,710 (8,778) [国 13] [(16)] [公 459] [(292)] [私 9,238] [(8,470)]
					変更後第3種特別地域面積	9,649 [国 13] [公 483] [私 9,153]

(※) 区域の精査及びGISソフトを用いた面積の再計算後の数値であり、括弧内は変更前の公園計画書に記載された数値である。

イ 海域公園地区

海域公園地区を次のとおりとする。

(表 10：海域公園地区追加表)

番号	名称	位置	地 区 の 概 要	面積 (ha)
134 【主 33】	見江島周辺海域公園地区	三重県 度会郡南伊勢町 道行竈、小方竈、神前 浦、贅浦及び方座浦 地先	度会郡南伊勢町道行竈の見江島、小方竈、神前浦、贅浦及び方座浦の半島部にかけての地先を沖合 1 kmで囲った海域である。隣接する陸域は特別保護地区であり、大部分が海食崖景観を呈し、ヤマモモ、ウバメガシ等の常緑樹が全域を覆い、人為の改変が未だ入らない原生に近い自然を残しており、ダイナミックで傑出した海上景観の構成要素となっている。特別保護地区と一体的に半島・島しょ群が広がる海域景観を維持する必要があることから、海域公園地区に指定する。	1,476

ウ 関連事項

(ア) 普通地域

普通地域の区域の一部を次のとおり変更する。

(表 11：普通地域変更表)

都道府 県名	変更後		変更前	
	区 域	面積 (ha)	区 域	面積 (ha)
三重県	鳥羽市 池上町、岩倉町、大明西町、大明東町、幸丘、高 丘町、鳥羽町、鳥羽 1 丁目、鳥羽 2 丁目、鳥羽 3 丁目、鳥羽 4 丁目、鳥羽 5 丁目、屋内町及び若杉 町の全部並びに畔蛸町、安楽島町、石鏡町、浦村 町、相差町、小浜町、堅神町、堅子町、神島町、 国崎町、河内町、坂手町、白木町、菅島町、千賀 町、答志町、船津町、松尾町及び桃取町の各一部	<u>8,816</u> 〔 国 23 公 339 私 8,454 〕	鳥羽市 池上町、岩倉町、大明西町、大明東町、幸丘、高 丘町、鳥羽町、鳥羽 1 丁目、鳥羽 2 丁目、鳥羽 3 丁目、鳥羽 4 丁目、鳥羽 5 丁目、屋内町及び若杉 町の全部並びに畔蛸町、安楽島町、石鏡町、浦村 町、相差町、小浜町、堅神町、堅子町、神島町、 国崎町、河内町、坂手町、白木町、菅島町、千賀 町、答志町、船津町、松尾町及び桃取町の各一部	<u>8,802</u> <u>(8,720)</u>

都道府 県名	変更後		変更前	
	区 域	面積 (ha)	区 域	面積 (ha)
三重県	志摩市 磯部町穴川、磯部町飯浜、磯部町上之郷、磯部町栗木広、磯部町五知、磯部町坂崎、磯部町下之郷、磯部町築地、磯部町迫間、磯部町桧山、磯部町山原、浜島町塩屋及び浜島町桧山路の全部並びに阿児町安乗、阿児町鶴方、阿児町国府、阿児町甲賀、阿児町志島、阿児町神明、阿児町立神、磯部町恵利原、磯部町沓掛、磯部町三ヶ所、磯部町的矢、磯部町山田、磯部町渡鹿野、志摩町片田、志摩町越賀、志摩町御座、志摩町布施田、志摩町和具、大王町畔名、大王町波切、大王町名田、大王町船越、浜島町南張、浜島町迫子及び浜島町浜島の各一部	<u>13,746</u> 〔国 54 公 987 私 12,705〕	志摩市 磯部町穴川、磯部町飯浜、磯部町上之郷、磯部町栗木広、磯部町五知、磯部町坂崎、磯部町下之郷、磯部町築地、磯部町迫間、磯部町桧山、磯部町山原、浜島町塩屋及び浜島町桧山路の全部並びに阿児町安乗、阿児町鶴方、阿児町国府、阿児町甲賀、阿児町志島、阿児町神明、阿児町立神、磯部町恵利原、磯部町沓掛、磯部町三ヶ所、磯部町的矢、磯部町山田、磯部町渡鹿野、志摩町片田、志摩町越賀、志摩町御座、志摩町布施田、志摩町和具、大王町畔名、大王町波切、大王町名田、大王町船越、浜島町南張、浜島町迫子及び浜島町浜島の各一部	<u>13,941</u> <u>(14,710)</u>
	度会郡南伊勢町 始神の全部並びに阿曾浦、泉、伊勢路、相賀浦、大方竈、押渕、木谷、切原、五ヶ所浦、神津左、斎田、礪浦、下津浦、宿浦、田曾浦、東宮、内瀬、中津浜浦、迫間浦、飯満及び船越の各一部	<u>8,469</u> 〔国 23 公 295 私 8,151〕	度会郡南伊勢町 始神の全部並びに阿曾浦、泉、伊勢路、相賀浦、大方竈、押渕、木谷、切原、五ヶ所浦、神津左、斎田、礪浦、下津浦、宿浦、田曾浦、東宮、内瀬、中津浜浦、迫間浦、飯満及び船越の各一部	<u>8,457</u> <u>(9,261)</u>
	陸域地先5キロメートル以内の海面。	<u>75,002</u>	陸域地先1キロメートル以内の海面（ただし、港湾区域（海域）及び漁港区域（海域）を除く。）	<u>21,474</u> <u>(20,900)</u>

陸域	変更部分面積 合計	△169 〔国 0〕 〔公 8〕 〔私 △177〕
	変更前 普通地域面積 (※)	36,405 (38,035) 〔国 117〕 〔公 (116) 1,639〕 〔私 (1,394) 34,649〕 (36,525)
	変更後 普通地域面積	36,236 〔国 117〕 〔公 1,647〕 〔私 34,472〕
海域	変更部分面積 合計	53,528
	変更前 普通地域面積 (※)	21,474 (20,900)
	変更後 普通地域面積	75,002

(※) 区域の精査及びGISソフトを用いた面積の再計算後の数値であり、括弧内は変更前の公園計画書に記載された数値である。

エ 面積内訳

地域地区別土地所有別及び市町村別面積は、次のとおりとなる。

(表 12 : 地域地区別土地所有別面積総括表) (単位 : 面積ha、比率%)

地域区分		特別地域												普通地域 (陸域)			合計 (陸域)			海域公園 地区	普通地域 (海域)	合計 (海域)
地種区分		特別保護地区			第 1 種			第 2 種			第 3 種											
土地所有別		国	公	私	国	公	私	国	公	私	国	公	私	国	公	私	国	公	私			
三 重 県 (合計)	土地所有別面積	0	21	977	9	47	1, 118	25	369	6, 964	13	483	9, 153	117	1, 647	34, 472	164	2, 567	52, 684	1, 476	75, 002	76, 478
	地種区分別面積	998 (1. 8)			1, 174 (2. 1)			7, 358 (13. 3)			9, 649 (17. 4)			36, 236 (65. 4)			55, 415 (100. 0)					
	地域地区別面積				18, 181 (32. 8)																	
	地域別面積	19, 179 (34. 6)												36, 236 (65. 4)			55, 415 (100. 0)					

※ 面積は、GISを用いて計算した数値である。

(表 13：地域地区別市町村別面積総括表)

(単位：ha)

			現 行									変 更 後									増 減			
地域地区			特別地域					普通 地域 (陸域)	合計 (陸域) (A)				特別地域					普通 地域 (陸域)	合計 (陸域) (B)				陸域 (B－ A)	
			特 保	第 1 種	第 2 種	第 3 種	小 計						特 保	第 1 種	第 2 種	第 3 種	小 計							
市町村名										海城 公園 地区	普通 地域 (海城) (※)	合計 (海城) (A') (※)							海城 公園 地区 (※)	普通 地域 (海城) (※)	合計 (海城) (B') (※)			
三重県	伊勢市		898	693	4,457	1,380	7,428	5,205	12,633				897	692	4,457	1,380	7,426	5,205				12,631	△2	海城 (B'－ A') (※)
	鳥羽市		0	35	172	1,711	1,918	8,802	10,720				0	35	172	1,711	1,918	8,816				10,734	14	
	志摩市		0	41	960	2,940	3,941	13,941	17,882				0	59	960	3,128	4,147	13,746				17,893	11	
	度会郡	南伊勢町	101	388	1,520	3,679	5,688	8,457	14,145				101	388	1,769	3,430	5,688	8,469				14,157	12	
合 計			999	1,157	7,109	9,710	18,975	36,405	55,380	－	21,474	21,474	△1	17	249	△61	204	△169	55,415	1,476	53,528	76,478	35	55,004
													998	1,174	7,358	9,649	19,179	36,236		1,476	75,002			

※面積は、GISを用いて計算した数値である。

(※) 海城は国の所有に属する公有水面であり、県別市町別等に面積を表示することができないため、伊勢志摩国立公園全体の数値を示している。

4 事業計画の変更内容

(1) 施設計画

ア 利用施設計画

利用施設計画の一部を次のとおり変更する。

(ア) 集団施設地区

横山集団施設地区を、次のとおり変更する。

(表 14：区域変更表)

番号	区分	名称	告示年月日	変更部分の区域	変更理由	変更面積 (ha)	変更後面積 (ha)
2	拡張	横山	平成 18 年 8 月 1 日	三重県志摩市 阿児町鵜方の一部	横山集団施設地区に隣接し、 宿舎及び集団施設地区利用者の ための駐車場が事業執行されて いる区域並びに、同地区内の安 全通行を確保するため、ビジタ ーセンター前の道路を当該区域 に含めるものとする。	3.0	54.0

(表 15 : 集団施設地区表)

番号	名称	区域	計画目標	整備計画区及び基盤施設	整備方針	面積 (ha)		
2	横山	三重県志摩市阿児町鵜方の一部	本地区は、英虞湾に注ぐ前川及び西川の河口の北側に位置する横山の山稜部から山麓部で、地形は地殻変動によって生じた肥沃性の乏しい低山地帯と谷部の湿地とからなる。植生はアカマツやウバメガシを主とする二次林と一部ヒノキの人工林も混じる。稜線には、リアス海岸である英虞湾を俯瞰する好展望地がいくつもある。 本地区においては、このような立地条件を活かし、英虞湾の風景鑑賞や横山周辺の自然探勝の他、当公園の自然情報や利用のための情報を提供する施設等、主要な利用拠点として整備する。	横山整備計画区	当計画区は、志摩地区における利用拠点として従来の眺望利用の他、自然探勝・自然学習の利用をより一層推進するため、博物展示施設及び園地施設等の充実を図り、志摩地区の自然学習の拠点施設として適切に整備する。 なお、整備にあたっては周囲からの眺望に配慮すると共に、野生生物の生息環境の保全にも十分配慮する。	<u>54.0</u>		
				面積計		国	公	私
						13.1	<u>34.3</u>	<u>6.6</u>
						<u>54.0</u>		

(イ) 単独施設

次の単独施設を追加する。

(表 16：単独施設追加表)

番号	種類	位置	整備方針	告示年月日
103 【変更図 1】	宿舎	三重県伊勢市 (ふたみがうら 二見浦)	歩道や水族館等の周辺地区利用の基地となる宿舎として整備する。	新規
104 【変更図 2】	宿舎	三重県鳥羽市 (はこだやま 箱田山)	鳥羽湾及び石鏡、相差間の優れた海岸風景を活かした滞在拠点として整備する。	新規
105 【変更図 6】	宿舎	三重県志摩市 (てらがわら 寺川原)	英虞湾周辺の探勝の基地となる宿舎として整備する。	新規

次の単独施設を削除する。

(表 17：単独施設削除表)

番号	種類	位置	告示年月日	理由
17 【変更図 6】	宿舎	三重県志摩市（横山）	昭和 52 年 2 月 8 日告示	集団施設地区内の拠点として整備し、単独施設は削除する。
69 【変更図 5】	給水施設	三重県志摩市（阿津里浜）	昭和 63 年 7 月 23 日告示	事業執行の見込みがないため。
70 【変更図 5】	排水施設	三重県志摩市（阿津里浜）	昭和 63 年 7 月 23 日告示	事業執行の見込みがないため。
77 【変更図 6】	運動場	三重県志摩市（横山）	昭和 63 年 7 月 23 日告示	事業執行の見込みがないため。
96 【変更図 6】	野営場	三重県志摩市（横山）	平成 12 年 3 月 31 日告示	集団施設地区内の野営場として整備し、単独施設は削除する。

(ウ) 道路

次の車道を次のとおり変更する。

(表 18：道路（車道）変更表)

現 行					新 規					理由
番号	路線名	区間	主要経過地	告示年月日	番号	路線名	区間	主要経過地	整備方針	
3 【変更 図 3】	鳥羽鵜方 線	起点-三重県鳥羽市（安楽島） 終点-三重県志摩市（小海・国立 公園境界） 起点-三重県志摩市（下山・国立 公園境界） 終点-三重県志摩市（鵜方）	生浦湾 箱田山 浅間山	昭和 60 年 1 月 31 日 告示	3	鳥羽鵜方 線	起点-三重県鳥羽市（安楽島） 終点-三重県志摩市（鵜方）	生浦湾 箱田山 浅間山	鳥羽から奥志摩地方への連絡 及び景観鑑賞のための道路と して整備する。	漁港区域を公園区域に 編入することにより、 路線を延長するため。

次の歩道を削除する。

(表 19：道路（歩道）削除表)

番号	路線名	区間	主要経過地	告示年月日	理由
9 【変更図 1】	神前岬周回線	起点－三重県伊勢市（神前浜） 終点－三重県伊勢市（神前浜） 終点－三重県伊勢市（松下）	神前岬展望台許母利神社	平成 12 年 3 月 31 日告示	事業執行の見込みがないため。

次の歩道を次のとおり変更する。

(表 20：道路（歩道）変更表)

現 行					新 規					理由
番号	路線名	区間	主要経過地	告示年月日	番号	路線名	区間	主要経過地	整備方針	
7	近畿自然歩道線	起点-三重県伊勢市（宇治館町） 終点-三重県伊勢市（鹿海町） 終点-三重県伊勢市（楠部町・国立公園境界） 終点-三重県鳥羽市（岩倉町） 終点-三重県志摩市（上之郷）	金剛証寺 正福寺 青峯山	平成 18 年 8 月 1 日	7	近畿自然歩道線	起点-三重県伊勢市（宇治館町） 終点-三重県伊勢市（鹿海町） 終点-三重県伊勢市（楠部町・国立公園境界） 終点-三重県伊勢市（岩倉町） 終点-三重県伊勢市（上之郷）	金剛証寺 正福寺 青峯山	既存の近畿自然歩道及びその他の公園事業歩道並びに新たに位置づける歩道を繋ぎ、連続した長距離自然歩道とすることで、本公園の特色であるリアス海岸や島しょ部の多様な自然景観や、伊勢神宮・金剛證寺、漁業文化など地域の歴史・文化景観を探勝できる基幹となる歩道として整備する。 なお、整備に当たっては災害時の避難等に配慮する。	漁港区域を公園区域に編入することにより、区域内の路線を延長するため。
	近畿自然歩道線	起点-三重県鳥羽市（神島） 終点-三重県鳥羽市（神島）	神島灯台				起点-三重県鳥羽市（神島） 終点-三重県鳥羽市（神島）	神島灯台		
	近畿自然歩道線 【変更図 4】	起点-三重県志摩市（安乗） 終点-三重県志摩市（安乗） 終点-三重県志摩市（船越・国立公園境界） 起点-三重県志摩市（深谷・国立公園境界） 終点-三重県志摩市（御座）	安乗崎 国府白浜 阿児の松原 大王崎灯台 船越大池 麦崎 金比羅山				起点-三重県志摩市（安乗） 終点-三重県志摩市（安乗） 終点-三重県志摩市（御座）	安乗崎 国府白浜 阿児の松原 大王崎灯台 船越大池 麦崎 金比羅山		
	近畿自然歩道線 【変更図 6】	起点-三重県志摩市（賢島） 終点-三重県志摩市（賢島・国立公園境界） 起点-三重県志摩市（寺川原・国立公園境界） 終点-三重県度会郡南伊勢町（宿浦）	横山 南張海岸				起点-三重県志摩市（賢島） 終点-三重県度会郡南伊勢町（宿浦）	横山 南張海岸		
	近畿自然歩道線	起点-三重県度会郡南伊勢町（磯浦） 終点-三重県度会郡南伊勢町（相賀浦）	南海展望台				起点-三重県度会郡南伊勢町（磯浦） 終点-三重県度会郡南伊勢町（相賀浦）	南海展望台		

5. 参考事項

(表 21：参考事項変更表)

変更後		変更前	
(1) 過去の経緯		(1) 過去の経緯	
ア 公園区域		ア 公園区域	
昭和 21 年 11 月 20 日	公園区域の指定	昭和 21 年 11 月 20 日	公園区域の指定
昭和 52 年 2 月 8 日	公園区域の全般的な見直し (再検討)	昭和 52 年 2 月 8 日	公園区域の全般的な見直し (再検討)
昭和 60 年 1 月 31 日	公園区域の変更 (第 1 回点検)	昭和 60 年 1 月 31 日	公園区域の変更 (第 1 回点検)
平成 12 年 3 月 31 日	公園区域の変更 (第 4 回点検)	平成 12 年 3 月 31 日	公園区域の変更 (第 4 回点検)
令和 年 月 日	<u>公園区域の変更 (第 7 回点検)</u>		
イ 規制計画		イ 規制計画	
昭和 27 年 3 月 1 日	特別地域の指定	昭和 27 年 3 月 1 日	特別地域の指定
昭和 40 年 1 月 18 日	特別地域の指定 (拡張)	昭和 40 年 1 月 18 日	特別地域の指定 (拡張)
昭和 52 年 2 月 8 日	特別保護地区の指定及び特別地域の 全般的な見直し (再検討)	昭和 52 年 2 月 8 日	特別保護地区の指定及び特別地域の 全般的な見直し (再検討)
昭和 60 年 1 月 31 日	特別地域及び特別保護地区の変更 (第 1 回点検)	昭和 60 年 1 月 31 日	特別地域及び特別保護地区の変更 (第 1 回点検)
昭和 63 年 7 月 23 日	特別地域の変更 (第 2 回点検)	昭和 63 年 7 月 23 日	特別地域の変更 (第 2 回点検)
平成 6 年 2 月 15 日	特別地域の変更 (第 3 回点検)	平成 6 年 2 月 15 日	特別地域の変更 (第 3 回点検)
平成 12 年 3 月 31 日	特別地域の変更 (第 4 回点検)	平成 12 年 3 月 31 日	特別地域の変更 (第 4 回点検)
平成 18 年 8 月 1 日	特別地域及び特別保護地区の変更並 びに乗り入れ規制区域の指定 (第 5 回点検)	平成 18 年 8 月 1 日	特別地域及び特別保護地区の変更並 びに乗り入れ規制区域の指定 (第 5 回点検)
令和 年 月 日	<u>特別地域の変更 (第 7 回点検)</u>		

ウ 事業計画 昭和 25 年 6 月 20 日 利用計画の決定（集団施設地区ほか 利用施設計画の決定） （以後、逐次 計画追加） 昭和 52 年 2 月 8 日 利用計画の全般的な見直し（再検討） （登茂山集団施設地区の一般計画決 定及び単独施設の追加） 昭和 60 年 1 月 31 日 利用計画の変更（第 1 回点検） （登茂山集団施設地区の区域指定及 び詳細計画決定並びに単独施設の追 加等） 昭和 63 年 7 月 23 日 利用計画の変更（第 2 回点検） （登茂山集団施設地区の区域変更及 び詳細計画変更並びに単独施設の追 加等） 平成 6 年 2 月 15 日 利用計画の変更（第 3 回点検） （登茂山集団施設地区の詳細計画変 更及び単独施設の追加等） 平成 9 年 12 月 16 日 公園計画の一部変更（近畿自然歩道 の追加等） 平成 12 年 3 月 31 日 利用計画の変更（第 4 回点検） （単独施設の追加等） 平成 18 年 8 月 1 日 利用計画の変更（第 5 回点検） （横山集団施設地区の区域指定及び 詳細計画決定並びに単独施設の廃止 等）	ウ 事業計画 昭和 25 年 6 月 20 日 利用計画の決定（集団施設地区ほか 利用施設計画の決定） （以後、逐次 計画追加） 昭和 52 年 2 月 8 日 利用計画の全般的な見直し（再検討） （登茂山集団施設地区の一般計画決 定及び単独施設の追加） 昭和 60 年 1 月 31 日 利用計画の変更（第 1 回点検） （登茂山集団施設地区の区域指定及 び詳細計画決定並びに単独施設の追 加等） 昭和 63 年 7 月 23 日 利用計画の変更（第 2 回点検） （登茂山集団施設地区の区域変更及 び詳細計画変更並びに単独施設の追 加等） 平成 6 年 2 月 15 日 利用計画の変更（第 3 回点検） （登茂山集団施設地区の詳細計画変 更及び単独施設の追加等） 平成 9 年 12 月 16 日 公園計画の一部変更（近畿自然歩道 の追加等） 平成 12 年 3 月 31 日 利用計画の変更（第 4 回点検） （単独施設の追加等） 平成 18 年 8 月 1 日 利用計画の変更（第 5 回点検） （横山集団施設地区の区域指定及び 詳細計画決定並びに単独施設の廃止 等）
---	---

変更後		変更前
<u>平成 26 年 3 月 15 日</u>	<u>利用計画の変更（第 6 回点検）</u> <u>（単独施設の追加等）</u>	
<u>令和 5 年 8 月 31 日</u>	<u>事業計画の一部変更</u> <u>（自然体験活動計画の追加）</u>	
<u>令和 年 月 日</u>	<u>利用計画の変更（第 7 回点検）</u> <u>（横山集団施設地区の区域変更及び</u> <u>単独施設の追加等）</u>	
（2）その他 別添 供覧用総括図		（2）その他 別添 供覧用総括図